

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	ふるさと龍ヶ崎応援事業		
所管課	商工観光課	事業区分	主要事業
関連計画	ふるさと納税推進計画		

○事業概要

概要	ふるさと納税の制度運用のための事業である。ふるさと納税の制度上、寄附額の50%以内に事業経費を抑える必要があり、当該ルールに基づいて予算執行をしている。事業経費は、寄附額から全額充当している。
目的	ふるさと納税制度を活用し、市産品などの返礼品を通じて、本市の認知度向上及び関係人口の創出を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	
	予算額	(千円) 145,002	(千円) 197,591			
決算額	(千円) 113,212	(千円) 176,864				
内訳	国県支出金	(千円) 0	(千円) 0	正職員	R5 2,806	R6 2,877
	地方債	(千円) 0	(千円) 0			
	その他	(千円) 3,954	(千円) 3,605			
	一般財源	(千円) 109,258	(千円) 173,259			
執行率	(%) 78	(%) 89		計	3,456	3,642

指標に対する評価	1 指標名	ふるさと龍ヶ崎応援寄附金の受入額				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	千円			250,000	400,000
	実績値				253,647	355,966
	2 指標名	企業版ふるさと納税の受入額				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	千円			10,000	10,000
	実績値				0	4,600
	達成状況の検証	全体的に数値は上昇しており、取組の効果が出ているものと判断している。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	本市の財源確保や産業振興に資する事業であるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	寄附者管理やポータルサイトの運用、寄附受領証明書の発行などを業務委託により実施しており、効率的な執行がされている。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	ふるさと納税の寄附金を受領するために必要な事務内容となっているため、適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	ふるさと納税の制度で定められている寄附額の上限である50%の経費内で運用されているため継続が可能である。ただし、経費自体は、寄附額の増加に連動して増加していくことが想定される。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか ふるさと納税の制度自体が廃止されていないため、役割は終わっていないと判断する。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	ふるさと納税の仕組み上、寄附額と事業は相関関係にある。本事業を廃止・縮小すれば、その分、寄附額がなくなる・縮小されるため、市の財政状況（歳入）にも大きな問題が生じる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	ふるさと納税の制度自体が廃止・縮小された場合には、事業自体のあり方の見直しを進めるべきである。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	市の財源確保及び産業振興の観点から、優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	ふるさと納税の寄附額が増加することで、他施策の財源とすることもできる。また、返礼品を通じた地域産業の育成に寄与できる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	市の財源確保に資する取組であり、市民のニーズに合致した事業等の実現に寄与できる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	ふるさと納税の制度は全国自治体において取り組まれている。市民が他自治体に対して寄附をした際には、その分の市民税等の税収は落ち込むことから、本市における寄附額増加への取組を実施しなければ、全体的な収支が低下することとなるため、事業を実施しない選択肢はない。

○ 方向性	継続	
本市の産業振興およびPRの推進に資する取組であることから継続とするものの、新規返礼品の開発を促進するとともに、広告料等の間接的費用の削減による事業効率化を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	医療対策事業		
所管課	医療対策課		
関連計画		事業区分	主要事業

○事業概要

概要	稲敷地域病院群輪番制（3市1町1村）、稲敷地域小児救急医療輪番制（3市2町1村）は夜間・休日の二次救急に対応するための運営費用を県が1/2、構成市町村が1/2を負担している。 龍ヶ崎済生会病院及び東京医科大学茨城医療センターに対する病院運営費補助金は、地域医療の充実・発展を目的に、特別交付税に関する省令に基づき補助金を支払っている。休日当番医は、日曜日・祝日などの休日に急病になった方の初期救急の役割を担っており、市医師会に委託して、同会会員の開業医が輪番で対応している。
目的	市民が休日・夜間などの時間外であっても医療提供を受けることができ、安心して暮らせる医療体制を確保する。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	93,269	88,186			正職員	1,793	1,838
決算額	(千円)	93,012	87,926		会計年度	13	17		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	1,806	1,855		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
	一般財源	(千円)	93,012	87,926					
執行率	(%)	99	99						

指標に対する評価	1 指標名	市内休日診療（休日当番医）医療機関数（1日あたり）					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	医療	2	2	2	2	2
	実績値	機関	2	2	2	2	2
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
実績値							
達成状況の検証	休日診療体制を堅持し必要な医療を提供できている。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	医師の働き方改革やなり手不足などの影響で、休日や夜間の医療体制維持は困難であり喫緊の課題である。地域の開業医の休日診療や、輪番で救急医療にあたる体制は、地域住民の健康維持・安心のために欠くことのできない取組であり、その取組を補助・支援することは、必要かつ重要な事業である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならぬか、より効率的な実施方法はないか>	休日診療や輪番制を運用・支援できるのは自治体のみであり、特に輪番制は近隣市町村との連携が欠かせないものである。また、病院運営費補助金も国からの特別交付税に関する省令に基づく補助金の交付を受けて支出しているものであるため、市以外の組織が実施できるものではない。従って、いずれも市が直接実施しなければならない事業であると考えられる。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	現在提供しているサービスは必要最小限のものである。また、特定の市民だけが利用しているものではないため、利用者が固定化されているものではない。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	現在、県を中心に広域化・集約化の検討がなされており、輪番制でなくなる可能性は高いが、その場合にも行政として支援が必要である。一方で病院側からはさらなる経済的支援を望む声が上がっており、財政負担が増加する可能性は否定できない。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 休日診療の受診者数は増加傾向にある。全国的に少子化が進んでいるにもかかわらず、小児救急医療輪番制の受診者数も増加傾向にあることから、本事業に求められる期待は縮小することはなく、その果たす役割は多大である。 ※令和6年度 休日診療（休日当番医）受診者数：3,539人 病院群輪番制（二次救急）受診者数：3,707人（構成市町村全体） 小児救急医療輪番制受診者数：1,767人（構成市町村全体）
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	小児科医の半減など、厳しい経営状況下において当該運営補助を廃止・縮小した場合は病院に更なるダメージを与え、経営を圧迫することが考えられる。医療提供体制が廃止・縮小された場合、急病人・救急患者の診療・受入不能が想定され、地域医療の崩壊につながることも、市民の安心が大きく損なわれる。補助金を交付しないことは、運営の縮小もしくは撤退を招くことになり、市民の医療体制に対する信頼を損ね、地域医療の崩壊につながりかねない。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	急病人・救急患者の迅速かつ確実な診療・受入が約束される必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	安心して緊急・救急医療を受けられる体制の維持は、すべての世代にとって重要であり、行政においても優先すべき取組であることに加え、市民の健康増進には欠かせない事業である。特に子どもに急な体調の異変があった場合、保護者の不安感が強く、市内の開業医が診療をしていない夜間・休日でも診療を受けられる病院があることは、多大な安心感を得ることに直結する。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	他施策・他事業との直接的な関連性はないが、休日・夜間の診療体制を整えておくことは市民の安心感を高め、居住者としての満足につながる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	更なる拡充などの具体的な要望は届いておらず、ニーズが反映されている事業であると考えられる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	医療提供は休日当番と輪番制を併せて24時間・365日なされており、適切なものである。病院運営費補助金は、特別交付税の交付対象となっており、近隣市町村においても交付対象の病院へ同様の措置を実施している。小児救急医療輪番制は県が集約・広域化の検討を主導するなど、病院群輪番制と併せて県・近隣自治体と連携しながら運用しており、当番制や拠点病院への委託などいくつかの方法はあるものの、実施していない自治体は無い。

○ 方向性	継続	
休日でも受診できる医療機関の確保は、市民の健康維持にとって欠くことのできない重要なサービスのひとつであることから継続とする。なお、病院運営費に係る補助については、定期的な効果検証の実施に加え、補助対象者に対して運営の効率化を促す取組を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	医療福祉事業（単独分）		
所管課	保険年金課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	医療保険を用いて病院等を受診した際に、窓口で支払う自己負担分の費用を一部助成する制度のうち、0歳から18歳までの小児を対象にした助成において、県補助事業の対象外の世帯でも助成を受けられるよう、所得制限を設けず市単独で助成する事業。
目的	子育て世帯における医療費の経済的負担の軽減とともに、未来を担う子どもたちの健康保持および向上を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	77,675	78,369			正職員	2,048	2,112
決算額	(千円)	77,669	76,757		会計年度	832	1,122		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	2,880	3,234		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
一般財源	(千円)	77,669	76,757						
執行率	(%)	99	97						

指標に対する評価	1 指標名	指標なし				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値					
	実績値					
	2 指標名	指標なし				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値					
	実績値					
	達成状況の検証					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 子育て世帯の支援にとって不可欠であり、子育て環境の充実を掲げる支援の一端を担う。また、少子化対策だけでなく、本市への移住・定住促進につながる事業であるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 助成を決定する際、小児の父母および扶養義務者の所得確認等が必要であり、税情報や世帯状況などの個人情報の確認、それに伴う関連部署との連携において、市が事業主体であることは妥当であるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> すべての子育て世帯を公平に支援するもので、助成対象者を限定していないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 医療福祉費支給制度（マル福）は茨城県と市町村が一体となって実施している取組であること、本市単独の助成対象が「小児」のみということもあり、毎年急激な予算の増減が少なく、将来的な財政負担の見直しも立てやすいため継続が可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 子育て世帯の経済的負担を公平に軽減し、子どもの健康保持・向上に加え、将来的な「少子化対策」にもつながる取組であるため、役割を終えたとは言えない。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 医療機関等への経済的負担が増えることにより、「受診等を控える」、「まだこのくらいの症状なら病院に行かなくてもいい」等の考えを持つ子育て世帯が増え、病気の「早期発見・早期治療」が適切に行われなくなり、子どもの健康保持・向上の妨げとなる可能性がある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 助成対象ではなくなった世帯が抱く「不公平感」や、同様の取組を実施している近隣市町村との比較による本市の子育て環境への不満が生じるため、本市のイメージダウン・人口減につながる恐れがあり、そこを補う代替条件もしくは取組が必要と考える。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 市民参加型プロジェクト「たつのごアクション」において、「子育て環境日本一」を目指す中での子育て支援のひとつとして掲げている取組であることから、引き続き優先すべき取組であると考えられる。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 本事業を充実させることにより、子育て環境および子育て支援の充実につながり、少子化対策のみならず、本市への定住促進・人口増加に効果が見込めるものである。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 子育て環境の充実および子どもの健康保持・向上に不可欠であり、子育て世帯のニーズを反映している事業である。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 近隣市町村でも同様の取組を実施しており、子育て環境の充実を掲げる本市において実施時期は適切であると考えられる。 他市の事例 つくば市（対象者：出生から高校3年生相当まで 所得制限：なし 自己負担金：あり） 阿見町・利根町（対象者：出生から高校3年生相当まで 所得制限：なし 自己負担金：なし）

○ 方向性	継続
県内すべての自治体が実施する重要な子育て支援施策であることから継続とする。 なお、公平なサービス提供の観点から、所得制限等については近隣自治体の動向等を踏まえて検討する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	企業立地促進奨励事業		
所管課	商工観光課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本計画		

○事業概要

概要	市内に事業所を新設又は増設する事業者に対し、土地及び建物に係る固定資産税相当額を奨励金として3年度分交付する。
目的	企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用の拡大を図る。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)			
		予算額 (千円)	8,864	6,246	決算額 (千円)		8,864	6,246	
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 2,572	R6 2,638		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	8,564	0					
	一般財源	(千円)	300	6,246					
執行率	(%)	100	100	会計年度	780	1,020	計	3,352	3,658

指標に対する評価	1 指標名	企業立地奨励金交付件数				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	件			8	8
	実績値				3	4
	2 指標名					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値					
	実績値					
	達成状況の検証	目標値は下回っているものの、事業としては継続して一定の交付実績があることから、企業が新たな環境整備に投資できることに寄与していると考えられる。				

○『革新的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	企業立地を促進し、産業の振興及び雇用の拡大のため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	企業の新規立地や拡大は、市内の産業振興及び雇用機会の拡大や所得向上につながり、結果として地域経済の循環を促進する。本事業においては、企業の新たな環境整備への投資に寄与していることから効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	新設及び増設が対象であり、業種も製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業など多岐にわたる。特定の企業や産業だけが継続して奨励金を受給しているという状況はないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	本事業は、土地や建物にかかる固定資産税相当額を一定期間支援するものである。実質的には税の減免に代えて交付するものであり、市の財政負担が過剰になるものではないため継続が可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 地域経済の活性化と雇用創出を目的として、新たな企業誘致や既存企業を支援するために設けられた施策であり、地域産業の振興や地域間競争力の強化に寄与し、結果として地域住民の生活向上や持続可能な発展につながるものである。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	近隣市町村でも同様の誘致策を展開しているケースは多く、廃止・縮小により他市町村と比較して本市の誘致環境が見劣りすることになる。その結果として企業立地が控えられれば新たな雇用が抑制される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	本市として企業立地にかかる優位性が担保できるか。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策のひとつである「地域経済の活性化」において、施策の展開方向を「企業誘致の推進」としている。これまで奨励金の交付により企業立地が推進されてきたことから、今後も優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	企業立地を促進することにより、産業の振興及び雇用の拡大をとおして、地域経済の活性化が図れる。また、奨励金の交付により将来的な固定資産税の増収を見込むことができる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	産業の振興及び雇用の拡大に資する取組であり、市民のニーズに合致しているものと思われる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	県内では約半数の市町村で同様の支援策を展開していることから、適切な実施時期にあると考える。

○ 方向性	継続	※事業再構築検討
地域経済活性化の視点から産業振興及び雇用拡大については行政として推進すべき取組であるため継続とする。一方で、具体的な地域課題の解決と地域資源の活用を組み合わせ取組に対する支援を推進するとともに、より多様な業種での活用を促進させるべく、これまで実施してきた創業支援施策等を含め、目的が類似・関連する施策の整理統合などの見直しによる事業再構築を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	リフレッシュ保育運営事業		
所管課	子ども家庭センター	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画		

○事業概要

概要	さんさん館・駅前子どもステーションの保育ルームにおいて、保育士が一時的に子どもをお預かりする事業。
目的	一時的に子どもを預かり、保護者がリフレッシュできる時間を提供することで、育児に伴う心理的・身体的な負担の軽減を図る。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	13,882	15,553	決算額 (千円)		13,812
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 1,152	R6 1,152
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	0	0			
	一般財源	(千円)	13,812	15,552			
執行率	(%)	99	99	計	1,152	1,152	

指標に対する評価	1 指標名	利用者数					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値						
	実績値	人	1,889	1,739	2,101	2,529	2,625
	2 指標名						
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
目標値							
実績値							
達成状況の検証	利用者数は年々増加している。核家族化や共働き世帯が増加しているため、利用者ニーズが高い事業である。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	本事業では、保護者が病院や買い物などに出掛ける際の預かり先を提供している。0～3歳の子どもを養育する保護者の負担や不安感の緩和を図る支援策として必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	専門的な知識を持つ事業者に業務委託しているが、個人情報を取り扱う事務処理を要するため、市で行う必要がある。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	令和7年度から新たに駅前子どもステーションでのリフレッシュ保育が開始となり、利用者のさらなる拡大を目指すことができる。また、原則週2回までの予約に限ることで、利用者の固定化を防止しているため、適切な取組である。利用者負担においては、保育園等で実施している一時預かり事業の利用料と同等の設定としているため妥当である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	保育士の確保は、保育事業を行う委託業者に一任しており、安定した人数の確保が可能であると考えられるため継続が可能である。さらなる利用者の増加がみられる場合は現状のサービスを維持するため、利用料の改定及び運営方法の変更を検討する必要がある。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

㊦ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか さんさん館リフレッシュ保育ルーム利用料の歳入額は年々増加しており、需要の高まりが伺える。また、令和7年度には、新しく駅前子どもステーションでもリフレッシュ保育を開始し、さらなる利用者の増加が見込まれる。 ※歳入額：R2年度(コロナ禍前) 2,333,875円、R5年度2,347,275円、R6年度2,871,550円
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	0～3歳の保育園に通っていない子どもを持つ保護者が子どもを気軽に預けられる環境が減少する可能性がある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	現在リフレッシュ保育を利用している子どもが一時保育の利用に移行した場合、一時保育を受け入れられる余裕が市内の保育園・認定子ども園にあるのかどうかを考慮しなければならない。

㊦ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画の施策「子ども・子育て支援の充実」と整合した取組である。令和7年度から駅前子どもステーションにてリフレッシュ保育が開始され、利用者のさらなる増加が見込まれる状況であるため、引き続き優先して取り組むことが望ましい。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	子どもを気軽に預けることができる環境は、地域での子育てへの安心感と定住促進につながると考えられる。新婚世帯等を対象に市が配布しているウェルカムチケットの利用対象事業でもあり、若者世代の活躍支援と定住促進に係る取組との相乗効果が期待される。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	昨年実施した市長との座談会においても、リフレッシュ保育は好評であり、西部地区にもリフレッシュ保育ルームが欲しいとの意見があった。そのため、本事業の実施及び拡大（駅前子どもステーション）は、住民ニーズに適切に対応していると考えられる。

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）

イ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	保育園等での一時保育のみに限られる自治体が多い中で、先行した取組を行っている。また、利用料金について、同様の事業を運営している他自治体よりも安く設定をしており、子育て世帯の定住促進に繋がる内容であると考えられる。子育て世帯の育児負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整えるために必要である。 参考：龍ヶ崎市2時間300円、さいたま市30分400円、府中市1時間800円、多摩市1時間700円、江東区1時間500円
---------------------------------------	---

○ 方向性	継続
近年の利用者数から子育て世代における需要の高まりが認められるため継続とするが、利用者増加に対する将来の持続可能性を勘案し、必要に応じて利用料の改定等を検討する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	創業支援事業		
所管課	商工観光課	事業区分	主要事業
関連計画	創業支援等事業計画		

○事業概要

概要	創業支援等事業計画に基づき、地域の創業を支援するための事業。 龍ヶ崎市商工会が実施するインキュベーション施設の運営、創業スクール等の創業支援事業に対する交付金及び、創業者を対象とする創業促進事業補助金。
目的	地域における創業を促進し、産業の振興及び雇用の創出を図る。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	20,906	14,076	決算額 (千円)		12,086
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 3,507	R6 3,597
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	6,469	0			
	一般財源	(千円)	5,617	10,013			
執行率	(%)	57	71	計	3,507	3,597	

指標に対する評価	1 指標名	創業スクール開催回数						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
		目標値	回			6	6	
	実績値				6	6		
	2 指標名	補助金交付件数						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
		目標値	件			21	11	
	実績値				14	11		
	達成状況の検証		研修による創業意欲の向上と、初期投資支援による経済負担軽減により創業を促すことができた。					

○『革新的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	創業を促進し、産業の振興及び雇用の創出のため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	創業を促進することは、市内における産業振興及び雇用機会の増加につながり、結果として地域経済の循環を促進する。関係機関と連携し市が補助金による支援を行うことにより、初期投資時の経済的負担が軽減され、創業への後押しとなることから効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	地域の事業者が業種に関わりなく会員となる商工会は、相互の事業発展や地域発展のために総合的な活動を行っており、本事業を実施するうえでは適切な団体と考える。また、創業促進事業補助金は初めて創業する方を対象にした事業であり、利用者が固定化するという状況はないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	市の単独事業であり、補助事業者が増加した場合は財政負担も増加するが、創業者の事業が軌道に乗れば、所得税等の増収も期待できるため継続が可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 創業スクールは30名程が受講しており、補助金交付件数も10件を超える。起業するための学びの場を提供し創業や起業に対する機運の醸成を図るため、本事業の継続が必要と思われる。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	若者が市外へと働く場を求めることで、市外への人口流出となる可能性がある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	取手市との広域連携事業であるため、廃止・縮小にあたっては協議が必要となる。また、近隣自治体の状況によっては、創業促進事業補助金について検討の余地があると考えられる。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策のひとつである「多様な働き方と働く場の創出」において、施策の展開方向を「創業・企業の支援」としている。これまでの支援により様々な業種で創業者が生まれていることから、今後も優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	創業支援により、産業の振興及び雇用の創出をととして、地域経済の活性化が図れる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	産業の振興及び雇用の拡大に資する取組であり、市民のニーズに合致しているものと思われる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	本事業は取手市との広域連携により実施している事業であり、近隣自治体でも同様の施策を展開しているケースは多い。

○ 方向性	継続	※事業再構築検討
地域経済活性化の視点から産業振興及び雇用拡大については、行政として推進すべき取組であるため継続とする。今後はより明確な事業効果を市内へ波及させるため、具体的な地域課題の解決や地域資源の活用を組み合わせた独自性・新規性の高い取組に対する支援に重点を置くことで、本市のさらなる活性化の実現を目指すべく、これまで実施してきた企業立地促進施策等を含め目的が類似・関連する施策の整理統合などの見直しによる事業再構築を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	若者・子育て世代住宅取得支援事業		
所管課	まちの魅力創造課	事業区分	
関連計画			

○事業概要

概要	若者・子育て世代が自ら居住する住宅を市内に取得した場合、最大15万円の補助金を交付する。 (基本額：10万円、加算額：5万円)。 補助要件：申請者または配偶者が40歳未満、もしくは18歳未満の子どもがいる世帯住宅を購入し、金融機関と10年以上の住宅ローンを締結していること ※本事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、補助率45%で実施している。
目的	人口減少・少子高齢化が進む中、若者や子育て世代の定住を促進することで、持続可能なまちづくりを実現する。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費(千円)
		予算額(千円)	28,698	26,170	決算額(千円)	
内訳	国県支出金(千円)	6,542			2,336	正職員 3,040 会計年度 624 計 3,664
	地方債(千円)	0			0	
	その他(千円)	0			0	
	一般財源(千円)	17,270			21,540	
執行率(%)		82		91	R6 2,576	

指標に対する評価	1 指標名	申請件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		実績値	件			180	190
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		実績値					
		達成状況の検証	資材価格の高騰の影響等により新築建設のペースがやや鈍化しているように見える。目標値は若干下回ったものの、年間約160件の若者・子育て世代による住宅取得申請があることから、所期の目的に対して概ね良好な成果が得られている。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	定住促進は地域活力の維持や少子化対策に直結する重要課題であり、特に若年層の住宅取得に対する経済的支援は、移住・定住の促進につながる有効な手段のため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	市が事業主体であることは妥当であり、経済的支援を実施することで若者・子育て世代の定住に繋がるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	社会資本整備総合交付金を財源としているが、交付金の配分が低下傾向にあり、安定した財源の確保が課題となっている。 (R5：国27.5%、市72.5%、R6：国9.8%、市90.2%) ※令和4年度から補助額を30万円から15万円に変更
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	国の社会資本整備総合交付金を活用し、補助率45%で実施していることから、現時点では市単独による財政負担を抑えて運用している。一方で、近年は交付金の配分額が減少傾向にあり、今後は市単独負担の増加が避けられない可能性もあるため、財源の多様化や対象要件の見直し等による支出抑制を図る必要がある。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 年間160件前後の住宅取得申請が継続的に行われており、住宅取得支援を通じた定住促進という目的に対して依然として効果を発揮していることから、役割を終えたとは言えない。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	若者・子育て世代へのライフステージに応じた一貫した支援体系の一部であり、廃止・縮小により支援の連続性が途切れることで、定住促進施策としての一貫性がなくなり、若者・子育て世代の転出及び定住意欲に影響を及ぼす可能性がある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	申請・交付実績が大幅に減少し、広報強化や制度改善によっても利用者数の回復が見込めない場合は、対象要件や補助額の見直し、または他支援制度との統合を含む再構築を検討する必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	「人口ビジョン」をはじめ、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン(将来ビジョン)」や「都市計画マスタープラン」において、人口減少の抑制に向けて具体的な目標人口を掲げており、社会増・自然増の両面からの定住促進が戦略的課題とされている。中でも本事業は、住宅取得という定住意思が顕在化するタイミングに着目し、若者・子育て世代を対象に定住促進の根幹となる施策である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	当課で実施している「マッチングアプリ支援事業」、「U29結婚新生活応援事業」、「U34賃貸住宅更新等補助金」、「住宅取得補助金」は、若者・子育て世代への「出会い・結婚・定住」の部分を担当しており、また他課の「妊娠・出産・子育て・教育」とも関連するパッケージ事業である。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	本市の社会動態として、小学校入学前に転出する傾向があるが、多くの家庭はこどもの出生(第1子または第2子)を機に住宅を取得する傾向がある。子どもが小学校入学する前後に子どもや保護者のコミュニティが形成されることが多く、住宅取得時の補助を行うことで、小学校入学前の子どもがいる家庭の転出を抑制し、定住促進が図られ、現状のニーズに即した取組である。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	住宅市場動向や定住支援の制度導入状況、さらには国の社会資本整備総合交付金との整合も踏まえて実施されており、若者・子育て世代の定住促進を図る制度として、実施時期は適切である。

○ 方向性	継続
人口問題対策として実施している施策の中でも、本事業は市内の住宅の取得を直接的に促し、長期の定住に繋がるなど、明確な効果が期待できる事業であることから継続とする。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	教科専科指導員配置事業		
所管課	指導課	事業区分	主要事業
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン、龍ヶ崎市学校教育指導方針		

○事業概要

概要	教科専科指導員（会計年度任用職員）を市内小中学校に配置 令和6年度は、小学校8校に11名を配置、担任に代わり各授業を担当 学校の実態と教科専科指導員の専門に応じて指導する学年や教科については学校長と協議して決定 ※担当している教科：算数、社会、外国語、音楽、家庭科、図工 等
目的	専門的な授業を展開することにより、児童生徒の基礎学力の定着および主体的で協動的な学びの推進を図るとともに、学級担任の事務作業の効率化を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6		
	予算額	(千円)	23,066	22,043		正職員	1,247	1,279	会計年度	0
決算額	(千円)	20,902	20,672	計	1,247	1,279	0	0	0	
内訳	国県支出金	(千円)	0							0
	地方債	(千円)	0							0
	その他	(千円)	0							0
	一般財源	(千円)	20,902							20,672
執行率	(%)	90	93							

指標に対する評価	1 指標名	授業が良く分かる肯定的に答えた児童生徒の割合					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値	%			90	90
	実績値				82	94	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					
		実績値					
	達成状況の検証	令和6年度は大幅に数値が上がり目標を達成することができた。学校との連携が図られ、教科指導員が適切に活用されたと考えられる。教科専科指導員配置校からは、「個に応じた細やかな指導ができた。」等の感想があった。					

○『革新的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	教科専科指導員が授業を展開することで、児童の基礎学力の定着と主体的・協動的な学びの推進が図られているため、必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	学級担任の事務作業の効率化につながり、児童と関わる時間が増えることで、安全で安心な学級づくりにつながっているため必要な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	児童の基礎学力の定着と主体的・協動的な学びの推進が図られている。教員と児童生徒が関わる時間の増加につながり、教員の教材研究の負担の軽減が図られるため、必要かつ効率的な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	会計年度任用職員として雇用してきた「学習充実指導講師」の任用を廃止し、教科専科指導員を増員する予定であることから現状と同程度の負担により実施が可能であると考える。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか	国としても今後教科担任制は拡充していくとしている。「教育の質の向上」、「担任の負担軽減」は継続して取り組む必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	教科専科指導員を廃止・縮小することで、児童生徒の基礎学力が低下する恐れがある。学級担任の負担軽減が十分にできず、児童生徒と関われる時間が減少する懸念がある。	
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	児童生徒の主体的・協動的な学びを推進するために、県費負担教職員の確保が必要である。現状は、教員の人材確保に県も市も苦慮している。	

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画の施策「確かな学力を育み、信頼される学校づくりの推進」に関連した取組であることに加え、教育プラン「個に応じた多様な指導方法および指導体制の充実」から教科専科指導員の配置は、児童生徒の学び意欲の向上と資質能力の向上を図るための取組である。学級担任が担当する教科数や時間が減り、教材研究時間の確保および内容の充実を図ることができ、児童生徒に寄り添う時間も増えることから、より丁寧な学級経営を展開することができるため、優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	「語学指導事業」「AIドリル事業」との連携を図ることでさらに効果が見込まれる。

ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか

学校の実態を把握しながら教科専科指導員を小学校8校に配置しており、低学年（1・2年生）では図工、中学年（3～6年）以上では、算数、社会、音楽、高学年（5・6）年では外国語、家庭科等を担当している。配置校からは、「専門性を活かした授業展開により、児童の意欲・学力向上につながっている。」等の報告を受けており、効率的に事業が展開されている。
--

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）

小学校高学年から教科担任制を推進しているが、国では、中学年まで広げようとしている。 ※令和3年7月 文部科学省「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について」 他自治体でも同様の事例はあり、指定の教科で募集し活用している。 本市では、学校の実態に合わせて教科専科指導員を必要な学年に配置し、必要な教科を担当することができている。
--

○ 方向性	縮小	本市の教育プランに基づく具体的施策としての進行状況や義務教育における教科担任制を推進する国の方針を踏まえつつも、別途任用している「学習充実指導講師」との事業整理を行い、縮小を含めた事業規模の適正化を検討する。
-------	----	--

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	带状疱疹ワクチン任意接種助成事業		
所管課	医療対策課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	带状疱疹予防接種費用の一部を助成 対象者：50歳以上（定期接種対象者以外） 助成額（1回あたり）：生ワクチン4,000円 組換えワクチン10,000円 助成回数：生ワクチン1回 組換えワクチン2回
目的	带状疱疹の発症率低減及び重症化予防に効果的な带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を行うことで、接種希望者の経済的負担を軽減し、接種機会の確保に努める。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額 (千円)	決算額 (千円)	国県支出金 (千円)	地方債 (千円)		正職員 会計年度	計	正職員 会計年度	計
			19,672	17,524				1,918	
内訳			0	0				459	
執行率	(%)		89					2,377	

指標に対する評価	1 指標名	带状疱疹予防接種接種率(R6実績分母39,904人)					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	%					3
							3
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
実績値							
達成状況の検証	令和6年度から開始した事業であり、評価できるほど十分な実績が揃っていないが、目標値を概ね達成できている。						

○『革新的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	成人のほとんどが発症リスクを有し、合併症を併発すると年単位の治療が必要であることから、ワクチンによる予防が推奨されている。本事業において市民の経済的負担を軽減し接種機会を確保することで、疾病の発症及び重症化を予防し、市民の健康が維持できるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	利用者の利便性を重視し、市内医療機関による個別接種を中心に実施しており、市外医療機関での接種も償還払い対応で接種を可能としている。その際の事前申請も電話・窓口だけでなく、LINEからも申請ができるようにしているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	個人の状況に応じ選択できるよう、有効性が確認されている生ワクチン・組換えワクチンの両方を助成している。また、生涯1回限りの助成であり、利用者が固定されないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	ワクチン接種により带状疱疹の発症及び重症化を予防することで、医療費の削減が期待できるため継続が可能である。なお、令和7年度から定期接種化されたことで、任意接種対象者の減少が予想され、将来的な財政負担の増加可能性は低いと考えられる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 予防接種法に基づく定期接種対象者は65歳以上の5歳刻みであり、一定期間対象とならない場合もある一方で、任意接種の助成を継続することで、定期接種対象以外の接種希望者が速やかに接種を受けることができるため、事業継続の必要がある。 ただし、定期接種の経過措置が終了する令和12年度以降は、定期接種の対象外である50～64歳（のさらに一定の年代）を対象とする等、縮小の検討は可能と考える。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	廃止した場合、ワクチン接種に係る費用負担が増加することで、接種を受ける人が減少すると思われる。特に65歳未満の現役世代において、带状疱疹を発症・重症化する人が増えることが想定され、医療費も増大する可能性が高い。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	令和12年度以降など一定年数を経た後である必要がある。 市医師会の了承を得る必要がある。 任意接種の廃止・縮小等の周知徹底を図る必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「地域医療体制・感染症対策の強化」と整合した取組である。加えて、带状疱疹を発症し、重症化すると生活の質が著しく低下するため、予防接種による発症・重症化の予防は、健康寿命を延伸することに直結し、市の前期基本計画にあるリーディングプロジェクトの実現を支える優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	市民が予防接種の重要性を認識することで、自らの主体的な健康づくりの促進につながり、他の予防接種助成事業の接種希望者を獲得することができる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	接種率は高くないが、定期接種対象外の年齢の方は、定期接種対象となる年を待たずに接種を受けることができるため、住民ニーズには合致していると推測できる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	茨城県内で約半数の自治体が助成事業を行っており、本市の助成内容は他自治体に比べ突出している点はない。また、事業は令和6年度から開始しており、1年を通じた接種機会があることから、市民約1,000人の接種が行われた。

○ 方向性	縮小	
带状疱疹及びその合併症の発症予防・重症化予防に資する重要な取組であるものの、国が定める定期接種対象者の年齢要件における差異を踏まえ、いわゆる「横出し」部分に該当する助成については縮小するよう見直す。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	子育てスマイルパスポート事業		
所管課	子ども家庭センター	事業区分	
関連計画	第3期子ども・子育て支援事業計画		

○事業概要

概要	市内に住所を有する0歳～5歳児のいる世帯に対し、5,000円の現金または専用サイトで使用できる5,000円相当の電子ポイントを給付する。
目的	子育て世帯への経済的支援を通じて、子育ての負担や不安を軽減することで、安心して楽しく子育てができる環境を提供する。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	14,711	13,140	決算額 (千円)		8,647
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 6,546	R6 2,797
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	0	0			
	一般財源	(千円)	8,647	10,236			
	執行率	(%)	58	77			

指標に対する評価	1 指標名	付与ポイントの使用率					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値	%			90	90
	実績値				67	82	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					
		実績値					
	達成状況の検証	令和5年度は事業開始時期が年度途中であったこともあり、使用率は低調であった。令和6年度は利用勧奨通知を複数回実施したことにより、実績値は上がったが、目標には達しなかった。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 定住促進に向けて子育て世代のライフスタイルに応じた支援を提供し、安心して楽しく子育てができる環境を推進するとともに、少子化対策として実施することで出生数及び合計特殊出生率の向上を図るため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 現金支給については市が対象者へ直接振込、ポイントの付与及び対象者への商品の発送においては業務委託により実施しており、提供方法、手法ともに適正かつ効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 市内に住所を有する0～5歳の子どもを育てる保護者が対象であり、就学前の児童に対する支援としては限定的ではない。ポイントで交換できる商品はバリエーションが豊富であり、価格設定も妥当であるため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 令和7年度から支給方法に現金を加え、対象者の選択制としたことにより、ポイントを選択する方の減少が想定される。支給方法の選択割合によっては、事業開始時の趣旨と内容が異なるため、事業全体の見直しが必要となる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 「妊娠－出産－子育て期」への支援として、子育て世帯への経済的支援や少子化対策は引き続き力を入れて取り組む必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 出産から就学前児童を対象とした経済的支援である本事業を廃止した場合には、子育て世帯への経済的支援につながる施策が減少し、経済的な負担に対する不安感が増加する。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 事業実施にあたり、商品交換サイトのシステム利用を令和5年10月から令和10年3月の5年間の長期継続で契約していることから、事業廃止・縮小する場合は委託事業者との調整が必要である。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画において、政策の柱となっている「子ども・子育て支援の充実」の中で、少子化対策の強化に紐づく施策として優先して取り組む必要がある。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 安心して楽しく子育てができる環境を推進するほか、子育て世帯の定住促進に向けて子育て世代のライフスタイルに応じた支援を提供し、少子化対策として実施している。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査（アンケート）において、経済的支援を求める意見が多かったことから、当該意見等を踏まえて開始した事業である。支給の方式を現金支給かポイント支給か選択することができるため、対象者の様々なニーズに合わせた事業となっている。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 類似の事業としては、東京都出産応援事業があるが、近隣では事例はなく市の独自事業である。子育て世帯の経済的負担の軽減となる本事業については、子育て世代のニーズに合った支援を行うことができるため、実施する必要がある。

○ 方向性	廃止	
本事業は、商品（使途）を限定することで、子育て世代のライフスタイルに応じた支援を提供することを目的としていたものであるが、制度改正後は現金給付希望者が大半を占めており、所期の目的が効率的に果たせていない。このため、商品交換サイト事業者との契約満了（令和9年度末）をもって廃止とする。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	防犯カメラ等設置事業		
所管課	防災安全課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	交差点等に設置している防犯カメラが正常に作動するよう順次機器を更新する。また、住民自治組織等が設置する防犯カメラに対し補助金の交付を行う。 【防犯カメラ等設置補助】 対象者：地域団体（市内の住民自治組織、商店会その他これらに準ずる団体） 補助金の額：補助対象経費の1/2、上限20万円、3台までを限度とする
目的	防犯カメラを運用することで、防犯力の向上や犯罪抑止など、地域の安全・安心に繋げる。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額 (千円)	13,688	4,141	決算額 (千円)		12,545	1,648	正職員	5,455
内訳	国県支出金 (千円)	2,400	0	会計年度	0	0	計	5,455	4,236
	地方債 (千円)	0	0						
	その他 (千円)	1,206	0						
	一般財源 (千円)	8,939	1,648						
執行率 (%)	91	39							

指標に対する評価	1 指標名	地域団体へ補助金を交付した防犯カメラ台数				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	台			3	5
	実績値				6	1
	2 指標名					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
目標値						
実績値						
達成状況の検証	昨今の物価上昇の影響により防犯カメラの設置費用も高騰していることから、実績値の推移を踏まえ、地域団体が活用しやすいよう制度の見直しが必要と思われる。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	防犯・犯罪抑止の効果が期待され、地域の防犯及び安全・安心なまちづくりを推進するものであるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	自主防犯活動の補完として補助金を交付することにより、コストを抑えながら地域の防犯力強化が図られるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	街頭防犯カメラについては主要交差点に設置することで市域内をカバーしている。補助金については、設置費用の一部を対象としており、受益者となる地域団体も設置費用を負担していることから適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	近年、防犯に関する関心が高まりつつあり、今後、本補助制度の利用が増加することも考えられるが、補助金交付要綱に予算の範囲内での補助金交付である旨を明示することで、年間の支出可能額を限定している。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 主要交差点等に街頭防犯カメラを設置することで市域内をカバーしているが、市域内すべてを補うことは困難である。近年、住宅侵入や強盗事件、不審な訪問販売等が多発していることから、引き続き防犯カメラの設置等を推進し、地域の防犯力向上を図る必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	地域団体による防犯カメラの設置が進まず、地域の防犯力が向上しない。市民の犯罪に対する不安が高まる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	地域の防犯及び安全・安心なまちづくりを推進するために市が防犯カメラを設置することとなり、その分市の負担が増加する。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「暮らしの安全・安心の確保」に基づき、地域の防犯及び安全・安心なまちづくりを推進するために引き続き取り組むべき事業であるとする。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	昨今の犯罪情勢を鑑みると、防犯・犯罪抑止を推進しているまちは、定住を検討する重要な判断項目のひとつとなることから本事業を推進することが定住促進につながるものとする。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	防犯カメラの設置を希望する地域団体はあるが、設置費用が高額のため補助金の活用に至らないケースが多い。このことから、地域団体が活用しやすいよう補助金額を含めた制度の見直しが必要とする。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	県内においても多くの自治体において補助制度を設けていることから適切であるとする。補助対象者・補助額について、県内複数の自治体が本市と同等の基準を設けている。

○ 方向性	継続	
地域の防犯力向上に資する取組であることに加え、地域団体の自主的活動の促進にも寄与することから、継続とする。なお、近年の交付実績を考慮し、事業内容（補助対象要件、補助額等）の見直しを行ったうえで明確な成果指標を設定する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	保育士等支援事業		
所管課	保育課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市第3期子ども・子育て支援事業計画		

○事業概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸付（月額5万円を最長2年間） 返還期間：最長5年間 （資格取得後、2年以上市内保育施設等で就労した場合、償還金の全部又は一部免除） ・保育士等就労促進家賃補助（月額3万円までを最長5年間） ・保育士等合同就職説明会の実施 いばらぎ保育人材バンク、市内保育所・認定こども園・幼稚園と連携・協力
目的	保育士等の資格取得に要する修学資金貸付(就労要件により免除制度あり)や市内の保育所等に就労する保育士等への家賃補助を行い、保育人材の確保に努める。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)			
	予算額 (千円)	10,800	10,068					
決算額 (千円)	6,725	6,803						
内訳	国県支出金 (千円)	0	0	正職員	R5	936	R6	959
	地方債 (千円)	0	0		会計年度	0	0	
	その他 (千円)	0	0			計	936	959
	一般財源 (千円)	6,725	6,803					
執行率 (%)	62	67						

指標に対する評価	1 指標名	修学資金貸付人数						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
		目標値	9	9	9	9	9	
	実績値	10	6	7	6	5		
	2 指標名	保育士等合同就職説明会参加者数						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
		目標値	12	12	12	12	12	
	実績値	9	2	8	7	5		
	達成状況の検証		どちらも減少傾向にあるが、少子化や保育人材を目指す者自体が減少傾向にあることも課題である。 今後は広報媒体の工夫を凝らす必要がある。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	国全体として保育人材が不足する中、市独自の施策による保育人材の確保が急務であるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	公私の区分や学校の種別を問わない定額の貸与や家賃補助を実施するためには、市が事業主体となることが妥当であるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	市内外問わず制度の周知・拡充を図りながら施策を展開することで保育人材の確保や定着につながり、保育士不足の解消が期待されるため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	新規申請人数が増加した場合には、さらなる財政負担の増加が見込まれるため、各保育施設における保育人材の将来需要等を予測しながら、今後の事業構成の検討が必要である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか
	現在も深刻な保育人材不足が続いているため、継続すべきである。 家賃補助事業申請者の約3割程度が市外在住者であることから、人材確保の一翼を担っているといえる。
	イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響
	保育人材の確保が困難になり、教育・保育施設に子どもを預けたい保護者が預けることができず待機児童の発生に繋がりがかねない。
	ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項
	今後、保育人材が十分に確保される見通しが立てば、廃止・縮小の余地もあるが、将来的に保育人材の確保が困難となる可能性がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策のひとつである「子ども・子育て支援の充実」において、質の高い幼児教育・保育の確保に紐づく施策としている。 保育処遇、配置基準の改善、「子ども誰でも通園制度」の制度化など今後も保育人材の安定的な確保のため、引き続き優先して取り組むべき事業である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	教育・保育人材確保をすることによって、子育てサービスの向上につながり、人口増加や少子化対策の向上が見込める。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	本事業を通じて市内の保育施設等で勤務し、その後家賃補助制度の利用が見込めることで長く人材確保につながることが期待できるため、人材を求めている保育施設等のニーズに合わせた事業になっている。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	近隣自治体においても、本事業と類似した修学資金貸付・家賃補助事業に加えて、保育士等への処遇改善も行っていることから、保育人材が他自治体へ流出している可能性も考えられる。本市においても保育人材の確保のために該当者の負担軽減となる事業の継続が不可欠である。

○ 方向性	縮小	
市内保育施設及び保育士の確保は、充実した子育て環境を維持するうえで重要な役割を担うものであるが、一方で、市外在住者も対象とする家賃補助制度については、本市の移住・定住を促進する他施策との整理統合の観点から縮小を検討する余地がある。本事業が市内保育所への就職・定着の促進策として十分に機能しているかについて、より詳細な効果検証（志望理由、採用後の定着状況、転入動向等の把握）を実施する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	AIドリル活用推進事業		
所管課	指導課	事業区分	
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン、龍ヶ崎市学校教育指導方針		

○事業概要

概要	実施手法 学習者用端末への配信 対象者 市立小中学校の全児童生徒 実施内容 児童生徒の理解度や進度に応じた適切な問題の出題 AIによるつまづきの原因分析、及び分析結果を活用した復習による学習の個性化や指導の個別化の実現 自動採点による学習の効率化、知識の定着を促進
	目的 学習支援ツールの導入により、学校及び自宅などにおける個別最適化された学びの推進、学びの機会の保障をととして学力の向上を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)		
	予算額	(千円) 7,579		(千円) 7,293			正職員
決算額	(千円) 7,293		(千円) 7,293		会計年度	0	0
内訳	国県支出金	(千円) 0		(千円) 0	計	1,091	1,091
	地方債	(千円) 0		(千円) 0			
	その他	(千円) 0		(千円) 0			
	一般財源	(千円) 7,293		(千円) 7,293			
執行率	(%) 96		(%) 100				

指標に対する評価	1 指標名	AIドリルを授業等で活用している教師の割合					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	%				100	100
	2 指標名	学力診断のためのテストの知識に関する問題において、前年度正答率との比較(国・数)					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	P増				5	4
達成状況の検証	AIドリルを効果的に活用する教員が増えたことから、目標値を達成することができたと考えられる。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 学校及び自宅などにおける個別最適化された学びの推進、学びの機会の保障をととして学力の向上を図るために必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 民間の学習支援ツールを活用しており、自動採点による学習の効率化、AIによるつまづきの原因分析の活用により、学びの推進につながっているため、効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> AIドリル内の問題数の増加、受験対策用ドリル・テスト用ドリルの実装など、順次サービスが拡大されているため、適切かつ効果的な学習が期待できる取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 事業の必要性や効率性は認められるものの、事業費全体が一般財源からの負担となっているため、教育委員会内の他事業を優先して継続するためには、見直しの余地がある。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 個別の学習進度に応じた問題提供、フィードバック、学習履歴の記録と分析等、より質の高い教育の実現のため今後も必要である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 廃止した場合、県学力診断のためのテストの知識に関する問題において、正答率の低下が想定される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 AIドリルの代用として、ドリルや業者テストに付属のデジタルドリルを活用する場合には、個別の進度に合う学習を自動で提供することができなくなるため、個に応じたきめ細やかな対応が十分に展開できないことが考えられる。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか 最上位計画の施策「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進」に関連した取組であり、ICT教育を推進し、グローバル社会で活躍する人材の育成につながる事業である。全国学力・学習状況調査において、本市児童生徒の学力は全国平均を下回っている状況にある。本事業はつまづきの原因分析、分析結果からの復習による学習個別化の実現や学習の定着が期待でき、学力向上に直接影響のある事業である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果 「STEAM教育推進事業」や「教科専科指導員配置事業」等との連携を図ることで、さらなる効果が見込める。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 指導の個別化と学習の個性化の実現につながるため、また、実績値として成果が現れているため必要性がある取組である。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて) 文部科学省が進めているGIGAスクール構想の1つにデジタルドリルの活用が挙げられている。

○ 方向性	縮小	
自宅等における活用状況の把握が課題であることから、当該実績等を踏まえたライセンス数の精査による契約内容の見直しを行い、支出額の削減を図る。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	若者結婚新生活応援事業		
所管課	まちな魅力創造課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	新婚生活をスタートする若者を経済的に支援することで、若者の活躍支援や活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、新婚世帯に対し、最大10万円の補助金を交付する（基本額：5万円、加算額：5万円）。 補助要件は、夫婦いずれかが30歳未満で、申請日時点で龍ヶ崎市への居住が3か月経過かつ婚姻日から2年以内の申請であることとしている。
目的	若者の結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	15,000	7,931			正職員	2,104	1,519
決算額	(千円)	4,793	7,887		会計年度	624	816		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	2,728	2,335		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
	一般財源	(千円)	4,793	7,887					
執行率	(%)	31	99						

指標に対する評価	1 指標名	補助金交付件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		実績値	件			150	70
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		実績値					
		実績値					
	達成状況の検証	事業開始年度である令和5年度の実績は48件であったが、令和6年度は市内店舗へ補助制度の広報物掲載を依頼するなど、幅広く制度の周知を行ったことで、前年度比65%増の79件となった。（令和5年度婚姻件数：196件 令和6年度：204件）					

○『革新的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 晩婚化・非婚化の進行は全国的な課題であり、若年層の結婚に伴う経済的負担を軽減することは、婚姻促進および定住促進の双方において有効である。 本市の合計特殊出生率が国・県平均を下回る中、本事業は出生支援・人口減少対策の初動として位置づけられるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 市が実施主体であることは妥当である。 また、申請書兼請求書への様式統合により、申請者および担当課双方の事務負担を軽減し、業務効率化を図っているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 補助額は住民税年額相当（10万円）を根拠に設定されており、過剰な支出には該当しない。 また、利用要件も限定的であり、対象の偏りや固定化の懸念も小さいため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 定住による住民税収入等の歳入効果により、補助金支出との均衡が一定程度確保されており、財政的負担も限定的である。 また、他の施策との連動による効果拡大も期待できるため継続が可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 本事業は令和5年度に新規導入されたものであり、実施2年目を迎えて制度の認知や申請件数が増加傾向にあることから、現時点で役割を終えたとは言えない。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 本事業は、若者・子育て世代へのライフステージに応じた一貫した支援体系の一部であり、廃止・縮小により支援の連続性が途切れることで、定住促進施策としての一貫性がなくなり、若者・子育て世代の転出及び定住意欲に影響を及ぼす可能性がある。 また、他自治体でも類似事業が実施されている中、本市が支援を取りやめることは、若年層の転出動機を高める要因となりうる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 一定期間にわたり申請件数が伸び悩み、周知・設計の見直しを行っても活用が促進されない場合には、対象要件や支援内容の再設計、あるいは他制度との統合を含めた制度全体の見直しを検討する必要があると考える。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画及び人口ビジョン・都市計画マスタープランでは、出生数の確保と定住人口の維持を通じて、人口減少の抑制を図ることを重点政策として示している。本事業は、婚姻というライフイベントの初期段階に経済的支援を行うことで、若年層の結婚・定住を後押しする支援として機能しており、婚姻後の転出抑制や地域定着の促進に資する施策である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 当課で実施している「マッチングアプリ支援事業」「U29結婚新生活応援事業」「U34賃貸住宅更新等補助金」「住宅取得補助金」は、若者・子育て世代への「出会い・結婚・定住」の部分を担当しており、また他課の「妊娠・出産・子育て・教育」とも関連するパッケージ事業である。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 経済的理由により結婚に踏み切れない若者が一定数存在していると考えられ、こうした層を対象とする本事業は、現在の人口動態や実態に即した支援策であり、結婚・定住・子育てに踏み出しやすい環境整備として有効な施策であるため、現状のニーズに即した取組である。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 若年層の婚姻・定住・住居取得を段階的に支援する施策の一環として、本事業の導入タイミングは適切であり、人口減少が加速する中での対応として戦略的に妥当である。また、他自治体でも同様の支援が拡大しており、地域間競争の観点からも有効な時期に実施されている。

○ 方向性	廃止	
若者の新生活支援という目的に関しては、所期の成果を概ね達成している。 一方で、定住促進の観点からは、住宅の購入に係る直接的な補助金事業をはじめとした他施策と比較し、最終的な住宅取得への寄与が相対的に低く、関連性は不明確なものとなっていることから、これらの評価結果に基づく総合的な判断として、本事業は令和8年度末をもって廃止とする。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	若者・子育て世代賃貸住宅延長補助事業		
所管課	まちの魅力創造課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	最大7万円の補助金を交付する。(基本額：5万円、加算額：2万円) 補助対象世帯：賃貸住宅の契約更新もしくは市内の賃貸住宅間の転居契約をした、申請者または配偶者のいずれかが35歳未満であり、4歳以下のお子さんがいる世帯
目的	賃貸住宅に居住する子育て世帯を経済的に支援することで、若者の活躍支援及び龍ヶ崎市の定住人口の獲得に繋げ、活力に満ちた元気なまちづくりを推進する。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額 (千円)			4,680	
決算額 (千円)			2,964		正職員 2,158
内訳	国県支出金 (千円)		0		会計年度 816
	地方債 (千円)		0		
	その他 (千円)		0		
	一般財源 (千円)		2,964		
執行率 (%)			63		計 2,974

指標 に対する 評価	1 指標名	補助金交付件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	件					50
	実績値						42
	2 指標名						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
目標値							
実績値							
達成状況の検証	事業開始年度のため実績値の推移はないが、今後は広報活動を強化し、認知度の向上を図る。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	定住促進は地域活力の維持や少子化対策に直結する課題であり、特に子育て世代の転出リスクが高い小学校入学前の時期において、継続的な居住支援は有効な手段であるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	市が事業主体であることは、地域の住宅事情や対象世帯への直接支援という観点から妥当である。また、様式を申請書兼請求書と制度設計しており、市民・事務双方の負担軽減と業務効率化が図られているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	補助額は賃貸住宅の更新料相当を基準に設定されており、過剰な支援には該当しない。また、利用要件も限定的であり、対象の偏りや固定化の懸念も小さいため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	本事業の制度は簡素で、補助金規模も限定的である。また、他の定住支援施策と連携した柔軟な運用も可能であり、政策的・財政的両面から継続が可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 令和6年度に開始された新規事業であり、現在は制度の定着及び認知拡大の過程にあることから、現時点で役割を終えたとは言えない。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	本事業は、若者・子育て世代へのライフステージに応じた支援の一部であり、廃止・縮小により支援の連続性が途切れることで、定住促進施策としての一貫性がなくなり、若者・子育て世代の転出や定住意欲の低下につながるおそれがある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	一定期間にわたり申請件数や交付実績が低調であり、制度周知や設計改善を行っても効果が見込めない場合には、補助制度の縮小または他施策との統合による再構築を検討する必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	最上位計画及び人口ビジョン・都市計画マスタープランでは、目標人口の達成に向けた定住促進と少子化対策を重点戦略として示している。本事業は、子育て世帯が転出しやすい就学前の時期に、住宅更新等のライフイベントを契機として定住を促すつなぐ支援としてとして機能しており、結婚・住宅取得等他支援施策と連動することで、切れ目のない支援体制を構成している。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	当課で実施している「マッチングアプリ支援事業」「U29結婚新生活応援事業」「U34賃貸住宅更新等補助金」「住宅取得補助金」は、若者・子育て世代への「出会い・結婚・定住」の部分を担当しており、また他課の「妊娠・出産・子育て・教育」とも関連するパッケージ事業である。特に、子どもの成長に伴い、賃貸住宅から戸建て住宅に転居する傾向があるため、本事業はそのつなぎとなるものであるため、本市の定住促進に寄与するものと考えられる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	本市の社会動態では、小学校入学前に転出する傾向があり、また、子どもや保護者のコミュニティなども形成されている。このようなことから、賃貸住宅の更新補助を行うことで、定住促進を図ることは、現状のニーズに即した取組である。

⑦ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)

エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	若者・子育て世帯の住み替えや賃貸更新が発生する時期に着目した本事業は、定住支援策の先進的な取組として位置付けられるものであり、本市の定住促進施策の中で戦略的に実施すべきタイミングであることから、実施時期は適切である。
---------------------------------------	--

○ 方向性	継続	
住宅取得に向けた間接的支援ではあるが、本市への定住が期待できる取組であることから、継続とする。ただし、補助対象者が実際に住宅を取得し、定住に結びついているのかを分析するため、具体的な成果指標を設定のうえ、効果検証を実施する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	さわやか相談員配置事業		
所管課	教育センター	事業区分	重点目標事業
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン、龍ヶ崎市学校教育指導方針		

○事業概要

概要	<p>小中学校にカウンセリングの知識や技能を有する龍の子さわやか相談員を配置。児童生徒が日常生活や学校生活におけるちょっとした不安や悩みを「先生ではない相談員」に話すことで、教職員と連携の下、問題の未然防止、早期発見・解決につなげる。</p> <p>R7配置日数 小学校：週2日…4校、週1日…6校、中学校：全校週4日 ※小学校は1日あたり4時間程度、中学校は1日あたり5時間程度配置</p>
目的	相談活動を通して児童生徒の不安や悩み等に早期に対応し解決を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	
	予算額	(千円)	7,489	6,603		
決算額	(千円)	6,968	6,582			
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	
	地方債	(千円)	0	0		
	その他	(千円)	0	0		
	一般財源	(千円)	6,968	6,582		
執行率	(%)	93	99	会計年度	117	85
				計	4,693	4,597

指標に対する評価	1 指標名	「相談したいときに誰かに相談できた」と答える児童生徒の割合					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	%				85	85
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
	実績値						
	達成状況の検証	児童生徒の不安や悩みが複雑化・多様化してきているために、誰にどのように相談するとよいのか、相談することで解決するのかなどの躊躇いが生じていることが、実績値の低下の一因となっているのではないかと推測される。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	児童生徒の不安や悩みに、「先生とは異なる立場の、信頼できる身近な大人」の存在は必要不可欠であり、気軽に相談できる環境の構築により問題の早期発見・解決につながると考えられるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	配置校との連携の下、年間の配置時数を管理しながら計画的に進めているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	相談室の利用児童生徒数やサポート内容等について、毎月配置校に報告書の作成・提出を依頼しており、利用実態について把握し適宜情報共有しながら取り組んでいるため、適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	令和9年度の北竜台学園の開校に伴い、小学校の数が減少する見込みであることに加え、今後は各学校からの要望等を踏まえながら、配置時間等を計画的に調整することで現状と同規模の継続が可能であると考えられる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	<p>ア 既に役割を終えていないか</p> <p>全国的な不登校児童生徒やいじめ件数の増加傾向を踏まえると、さわやか相談員を配置することで学校での居場所づくりや、良好な校内相談体制の構築につながっており、不登校児童生徒の減少、いじめ解消率の上昇に寄与し、継続して取り組む必要がある。</p> <p>イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響</p> <p>さわやか相談員との関係性や相談室の存在によって、登校へのモチベーションが保たれている児童生徒がいることが報告されており、廃止・縮小になると利用している児童生徒への影響を及ぼす。</p> <p>ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項</p> <p>縮小を余儀なくされた場合、各校の実態を的確に把握した上で、相談室の開室日及び適切な時間に限定し、児童生徒の不安や悩みを早期発見、早期解決するための活動に影響が出ないよう、考慮すべきである。</p>
⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>	<p>ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか</p> <p>最上位計画における施策「『夢』を持ち『生きる力』を育む教育の推進」や誰一人取り残さない教育環境の整備の観点等を踏まえ、不安や悩みをもつ児童生徒に寄り添い、夢や目標に向かって成長する児童生徒を支えるために優先すべき取組である。</p> <p>イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果</p> <p>適応指導教室体制推進事業、スクールソーシャルワーカー派遣事業と関連させることにより、相談の内容によってより多面的なサポートを行うことができる。</p> <p>ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか</p> <p>児童生徒が抱える不安や悩みが時代背景とともに多様化・複雑化しているなかで、教員の専門性だけでは対応しきれない状況にある。したがって、相談員が教員と連携・協働する体制を整え、必ずしも専門家に限らない「地域の様々な思いやりのある大人」による児童生徒へのサポートが求められている。</p> <p>エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）</p> <p>国の「生徒指導提要」において、「児童生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備」として、「非正規、非常勤の職員との連携・協働は、今後ますます重要性を増していく」とされている。また、組織で問題に関わることで、児童生徒理解やその対応もより柔軟できめ細かいものとなり、教員の負担軽減にもつながる。</p>
○ 方向性	<p>継続</p> <p>複雑化・多様化する教育現場への支援策として継続するが、配置日数および時間については現状維持とする。ただし、指導員の確保状況に鑑み、より効率的にカウンセリングが実施できるよう、不登校等の予防的視点も踏まえた複合的・多角的な取組を引き続き検討する。</p>

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	観光PRイベント等開催事業		
所管課	商工観光課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	関係機関と連携し、本市の観光資源を活用したイベントを開催する。 (桜まつり、とんび凧あげ大会、スタンプラリー、R Y Uとびあ音頭コンテスト、駅前イルミネーション)
目的	関係機関と連携し、本市の観光資源を活用したイベントを開催することにより、交流・関係人口の増加を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費(千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	5,144	5,806		正職員	5,143	3,916	
決算額	(千円)	4,345	5,130	会計年度	520	680			
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	5,663	4,596		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	4,344	0					
	一般財源	(千円)	1	5,130					
執行率	(%)	84	88						

指標に対する評価	1 指標名	PRを実施したイベント等件数					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	件			15	28	
	実績値				25	76	
	2 指標名						
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値						
	実績値						
	達成状況の検証	当市の魅力を市内外に発信し交流人口の増加に寄与していると考ええる。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	本市の魅力を広く発信し、交流・関係人口の増加やにぎわい創出のため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	地域資源を活用したイベントの開催は、関係機関との連携が不可欠であり、市内の様々な業種から構成している観光物産協会の主催は効率的である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	来場者数も多く、開催費用についても必要最低限に抑えており適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	今後実施するイベントの規模や内容によっては事業費の増加も想定されるため、引き続き実施内容の精査や財源の確保に係る検討が必要となる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか
	地域資源を活用したイベント開催は、交流・関係人口の増加やにぎわい創出に寄与するため、本事業の継続が必要と思われる。
	イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響
	イベント開催の廃止・縮小は、交流・関係人口が減少・流出するとともに、まちのにぎわいや地域経済の衰退につながるようになる。
	ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項
	新たな地域資源の発掘や活用策の検討

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策のひとつである「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」に基づき、引き続き本市の魅力発信・交流人口増加に資する取組として優先すべき事業である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	産業祭やコロッケ関連イベントは、関係・交流人口の増加やにぎわい創出に寄与しており、相乗効果が期待される。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	来場者数からもニーズのある事業であると考ええる。 桜まつり：1,000人 とんび凧あげ大会：8,000人 スタンプラリー：389人(エントリー数) R Y Uとびあ音頭コンテスト：7組120人

エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	各自治体で多様な地域資源活用策が進む中、本市も既存の魅力を効果的にPRし、にぎわいの創出と関係・交流人口の拡大を目指して、通年でのイベント開催を進める必要がある。以上より、当該取組は妥当かつ適切に実施されていると考える。
---------------------------------------	--

○ 方向性	継続	
関係人口の創出に資する取組であり、これまでも一定規模の集客による効果を発揮しているため継続とする。ただし、交付金として支出すべきイベント以外の取組については、補助金として実施主体の自立化を促進させる制度設計を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	乗合タクシー運行事業		
所管課	都市計画課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市地域公共交通計画		

○事業概要

概要	民間タクシー事業者の車両を活用し、自宅などから指定目的地まで送り届ける乗合型の公共交通サービスである。
目的	路線バスやコミュニティバス等ではカバーできない公共交通空白地域の解消を図り、駅や停留所までの移動が困難な方の移動手段を確保するとともに、過度な自家用車利用からの脱却等を促進する。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6		
	予算額	(千円)	5,280	8,433		正職員	2,416	1,679	会計年度	0
決算額	(千円)	4,316	8,017	計	2,416	1,934	0	255	-	
内訳	国県支出金	(千円)	0							2,367
	地方債	(千円)	0							0
	その他	(千円)	0							0
	一般財源	(千円)	4,316							5,650
執行率	(%)	81	95							

指標に対する評価	1 指標名	乗合率（2人以上）				
		単位	R2	R3	R4	R5
	目標値	%			30	30
	実績値				22	26
	2 指標名	年間登録者数（新規）				
		単位	R2	R3	R4	R5
	目標値	人			300	300
	実績値				264	288
	達成状況の検証	利用者数・乗合率に伸びが見られるが、引き続き乗合率を上げて1便当たりの効率性を上げていくことが重要であり、相乗り利用の理解の促進を図るとともに、運行事業者の協力を得ながら、相乗り運行の増加を図っていく。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 自宅での送迎が可能であることから、セーフティネットとしての役割を担っており、既存の地域公共交通では拾いきれない方々をカバーしていくという観点からも、他の地域公共交通の利用が難しい方の移動手段を確保するため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 車両の運行管理は交通事業者が全て担っているほか、1日当たりの借り上げ料(2~3万円程度)を支払っている自治体が多い中、本市は運行実績に応じて補償金を支払っており、また国庫補助金も活用しているため、事務的・財政的負担の軽減が図られており効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 他の交通施策と比較して目的地や便数は限られるが、自宅まで送迎可能な交通手段という点を考慮した金額設定である。また、利用者の多くが高齢者となっているが、地域間交流や社会参加の促進といった観点から利用者は限定していないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 運転手の不足という課題があるが、現状の運行台数には比較的余裕があるため、台数の調整により継続が可能と認識している。他自治体のようにタクシー車両の借り上げとなった場合は負担増が見込まれるが、本市は運行実績に応じて補償金を支払うため、財政負担の軽減が図られており、同様の運用においては今後も持続可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか> ア 既に役割を終えていないか 今後も、高齢者の増加が見込まれる中、当事業の果たす役割はより一層大きくなっていくものと考えられる。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 駅やバス停留所までの移動が困難な方の移動手段が確保できず、公共交通空白地域の大幅な拡大につながるほか、代替として、やむなく徒歩や一般タクシー等による移動をせざるを得ない状況に陥り、交通弱者を中心に、身体的・金銭的負担の増加や地域間交流の減退等につながる恐れがある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 地域公共交通の利用が難しい交通弱者の移動手段として、セーフティネットとしての役割を担っていることから、代替となる施策を検討する必要がある。
⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか> ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画における施策として「快適でシームレスな移動環境の構築」を掲げており、民間の地域公共交通を補完し、公共交通空白地域の解消を図る移動手段として、また交通弱者に対するセーフティネットとして果たすべき役割は大きいことから、優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 本事業を実施することで、地域間交流や社会参加の促進が期待できる。また、過度な自動車利用の転換が図られ、二酸化炭素の抑制にも寄与するほか、高齢者の運転免許自主返納の促進に繋がり、交通事故の抑制にもつながる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 自宅への送迎については好評を得ているが、現在7か所に限定されている目的地について追加の要望がある。一方で、目的地の追加は一般タクシー利用者の減少につながる懸念があることから、今後もタクシー事業者等の理解を得ながら、現行の内容を維持していく。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 全国各地で「交通空白」が生じており、コミュニティバスやデマンド交通といった自治体等が運営する地域交通サービスも担い手不足に陥っていることから、地域交通は、需要・供給の両面から危機的な状況にあり、令和6年7月には国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部を設置した。そのようなことを踏まえると、本事業は、交通空白解消に資する施策であり適切である。
○ 方向性 高齡化に伴う公共交通需要の増加を踏まえ、空白地域の解消策として必要な取組であることから、継続とする。なお、AIオンデマンド交通など、他の公共交通施策との整理・棲み分けについて検討する。

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	高齢者補聴器購入支援事業		
所管課	福祉総務課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画		

○事業概要

概要	本事業の条件に該当する対象者に、補聴器購入費の2分の1、最大3万円を助成する。 対象者は次のすべてに該当する方 ・市内に居住し、龍ヶ崎市に住居登録がある65歳以上の方 ・耳鼻咽喉科専門医が補聴器の使用を必要と認めた方 ・聴力障がいによる身体障害者手帳を交付されていない方
目的	補聴器購入費用の一部を助成し認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額 (千円)	決算額 (千円)	予算額 (千円)	決算額 (千円)	
内訳	国県支出金		0		正職員 400 会計年度 0 計 400
	地方債		0		
	その他		0		
	一般財源		3,602		
執行率	(%)		66		

指標に対する評価	1 指標名	助成制度利用人数					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	人				100	121
	2 指標名						
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値						
達成状況の検証	初年度は新規で補聴器を購入する高齢者が多いことから、想定より多くの申請があった。今後も普及啓発を徹底し、必要な方に早期に補聴器の装用が図れるよう努めていく。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 補聴器は大変高額であり、購入費を助成することで、高齢者の経済的負担を軽減するため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 申請手続きの負担軽減を重視し、助成額を差し引いた金額を店舗に支払う代理受領の方法としているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 助成は1人に対し1回限りとなっており、利用者は固定されていないため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 高齢化が進み、難聴の高齢者が増えることが想定されるが、助成は対象者1回限りであるため、財源負担は維持できることが見込まれる。ただし、助成件数が大幅に増加した場合は、対象者の要件や助成金額の見直しが必要となる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 高齢化が進む中で、難聴の高齢者は増加する可能性が高いことから引き続き必要な取組である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 補聴器購入を検討している難聴の高齢者が、適切な時期に補聴器を装用しないことで認知症の進行や医療費に影響がでる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 助成額の減額をする際には、対象者の経済的負担が大きくなることを考慮すべきである。 (R6に購入した人の平均額：195,604円)

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 市民からの強い要望等に基づき開始した事業であり、今後も最上位計画における施策のひとつである「健康長寿社会の実現」に寄与する取組として優先して推進すべき事業である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 介護予防事業において、高齢者の難聴の早期診断や補聴器の適切な装用等について保健師が説明し、認知症予防等の健康教育をしている。また、認知症を予防することで、医療費の削減が見込まれる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 高齢者が難聴の早期診断を受け、適切な時期に補聴器を購入することで認知症予防等につながっている。

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 近隣の自治体でも助成事業を実施しているため、適切である。 土浦市・稲敷市：65歳以上かつ聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方に2万円助成 つくば市：65歳以上かつ聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方に3万円助成
--

○ 方向性	継続	
令和6年度より開始した事業であることから、交付件数等に基づく需要を判断しながら継続する。また、補聴器の市場価格等を踏まえた補助金額や補助件数などの見直しを検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	畑作農業ステップアップ支援事業		
所管課	農業政策課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	経営多角化、ブランド化、新たな作物の導入等により経営発展に必要な農業用機械の導入や施設等の導入費用の一部を補助する。 (対象者：市内住所を有する認定農業者や認定新規就農者、又はたつこの産直市場に出荷する者)
目的	畑作農業の発展に取り組もうとする意欲ある農業者へ幅広い支援制度を設置し、本市における畑作経営の持続・発展を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費(千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	4,894	4,000			正職員	1,091	1,119
決算額	(千円)	3,852	3,918		会計年度	0	0		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	1,091	1,119		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
	一般財源	(千円)	3,852	3,918					
執行率	(%)	78	97						

指標に対する評価	1 指標名	補助金交付件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値				10	7
	実績値				7	8	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					
		実績値					
	達成状況の検証	概ね、目標に近い実績となっており事業規模は適正な運営が出来ている。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	農業の発展に意欲ある農業者も活用できる制度であり、長年農業を経験している者や新規就農者など必要に応じて幅広く事業を活用し、農業を持続発展させているため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	農業用機械や施設の設置・修繕等に対する経費への補助であるため、市が直接実施する必要がある性質の事業であるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	継続して農業を続けている事業者が確認できていることや、新規の申請も提出されているため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	補助額の上限を設定していることや、申請のあった農業者の採択の判断については、事業計画や当該事業の利用頻度等の採点項目により審査を行っていることから、予算の範囲内で持続可能な制度としている。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか
	高齢化の進行等により遊休農地のさらなる拡大が懸念されるため、小規模農家や新規就農者が活用できる支援策を市独自に展開することは、畑作農業の持続的な展開に当たり重要な取組である。
	イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響
	農業者の影響が想定されるが、資金力が低い新規就農者や若手農業者を中心に、農業用機械や施設の導入や更新に必要な資金が調整できず、農業経営の維持発展が縮小してしまう可能性が考えられる。
	ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項
	新規就農者や若手農業者、意欲ある農業者が継続できる場を支援するための新たな検討が必要となる。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	畑作農業については、新規就農者・若手農業者の参加が増えてきているが、資金力が乏しく、農業の発展が困難となっている事例も発生しており、既存農業者においても物価高騰による機械や施設の更新が厳しく、安定した経営の継続が危ぶまれる状況である。本市の基幹産業のひとつである農業に対しては最上位計画における施策「地域経済の活性化」等に基づき継続した事業実施が必要である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	農業関連事業に特化しているため、他事業等への波及効果及び相乗効果に大きな影響を与えられられる部分は少ないが、当該事業を展開することで新規就農者や小規模経営者を中心とした農業経営の規模発展が見込まれ、農業従事者数の拡大が図られると期待できる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	当市の畑作農業においては、新規就農者、若手農業者から高齢農業者まで幅広い年齢層において一定数の活用されている。また、農業者が希望する支援内容は大半が当該事業で対応できる設計となっているため、適正な手法で実施されている。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	国や県においても様々な農業者支援策を展開している一方で、採択要件が非常に厳しいことなどから活用できる農業者は限定的になっている。本市で支援が必要な農業者に対する取組として、国や県の制度と差別化を図っている部分もあることに加え、農業者が経営の発展や新規で経営開始を検討する時期は様々であることから継続した事業の実施が必要であり、実施時期は適正である。

○ 方向性	継続	※事業再構築検討
担い手・後継者不足が課題となる農業分野において、新規就農者の支援は本市の基幹産業維持の観点からも必要な取組であることから、継続とするものの、他の農業関連事業との統合等による効率化の余地があるため事業の再構築を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	スマート農業支援事業		
所管課	農業政策課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	AIを活用した営農管理システムの利用料やドローンの免許取得に係る費用の一部を補助する。 (対象者：市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者)
目的	国の方針に基づいたスマート農業技術の促進により、若い世代の農業への従事者数の増加、コスト低減や品質の向上による持続的な農業経営と所得の向上を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額 (千円)	決算額 (千円)	予算額 (千円)	決算額 (千円)	
			5,000		
		2,167			
内訳	国県支出金		0		正職員 1,199
	地方債		0		
	その他		2,166		
	一般財源		1		
執行率	(%)		43		計 1,199

指標に対する評価	1 指標名	補助金交付件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					40
	実績値					26	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					
		実績値					
	達成状況の検証	法人経営や比較的若い世代の農業者については、本事業の活用が図れている一方、高齢化傾向にある認定農業者等については、先進技術の導入に抵抗があるとも見受けられ、予定していた導入件数には及ばなかった。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	国においても法制化のうえスマート農業の導入を促進していることに加え、地域事情を踏まえた農業課題を解決するための手法として、市が独自に実施する必要のある事業である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	市が直接実施する必要のある性質の事業である一方、民間との連携によりサポートの充実等を図ることで、より効果的な利用を促して行くための見直しの余地はある。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	幅広い農業者が活用できる事業であり、補助内容も他の支援策と足並みを揃えたものであることから、適切な取組である。一方で農業者の意見を聴取することや使いづらいつ点を洗い出すことにより、より幅広い効果的な事業として見直しの余地がある。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	スマート農業実装の足掛かり的な支援を行い、将来的には自主的にスマート技術の運用が図られるよう促す取組であるため、現状と同規模での事業継続が可能であると考えられる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 令和6年度に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」が公布され、全国的にスマート農業技術の活用促進が求められている状況である。本市においても、農業を取り巻く様々な課題を解決するため、引き続きスマート農業の普及を図っていく必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	デジタル技術の実装に抵抗がある農業者も多く存在すると考えられることから、本事業を廃止した場合には、スマート農業を導入するためのきっかけがなくなり、普及が遅れることが懸念される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	事業実施期間を明確にし、市内農業者が本事業の活用可能性について十分に検討する時間を設ける必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「地域経済の活性化」における展開方向のひとつとして農業の振興を掲げている。後継者不足など、本市農業環境を取り巻く課題解決のため、農業のさらなる効率化や農業者の発展を見据えた取組を実施していく必要がある。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	市内農業法人においては、若い世代が他県から転職をした事例もあり、今後、A Iやドローンを活用した農業の実践が増えれば、農業を担う人口の増加も見込めると考える。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	本事業に対するニーズは一定数あるものと考えているが、予算の執行率を踏まえると一層の活用を促して行くため他事業との統合も含めた活用しやすい総合的な内容に見直して行くことも必要であると考えられる。 ※ R6補助金予算：400万円 活用実績は217万円（約54%）

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）

全国的にスマート農業が急速に展開しており、市内農業者へのデジタル化への変革を意識づけて行くことが重要な時期である。一方で、国や県が実施するスマート農業支援は要件が厳しいことから、市として農業者が身近にデジタル技術を導入できるきめ細やかな支援策の実施が求められている。

○ 方向性	継続	※事業再構築検討
人口減少社会における農業分野へのデジタル実装については、今後、さらなる促進が求められることから継続とする。ただし、低調な執行率を踏まえ、他事業との統合等を含めた事業の再構築を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	路線バス昼間割引事業		
所管課	都市計画課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市地域公共交通計画		

○事業概要

概要	関東鉄道株式会社が運行する路線バス全線において、龍ヶ崎市内での乗降であり、かつ始発地の発車時刻が午前8時から午後5時までの移動であれば運賃上限を210円として移動できる割引施策。
目的	路線バス運賃の低廉化を図ることにより、過度な自家用車利用からの転換、また環境負荷の軽減を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額	(千円)	3,500	5,000	
決算額	(千円)	3,500	5,000		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員
	地方債	(千円)	0	0	
	その他	(千円)	0	0	
	一般財源	(千円)	3,500	5,000	
執行率	(%)	100	100	計	
				R5	R6
				390	240
				0	0
				390	240

指標に対する評価	1 指標名	路線バス(昼間割引)利用者数				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値				143,780	144,670
	実績値				150,020	144,286
	2 指標名					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
目標値						
実績値						
達成状況の検証	利用者数は概ね順調に推移しており、地域住民の路線バス利用の促進に寄与していることが伺える。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	路線バス利用の促進により、過度な自家用車依存からの転換や環境負荷の低減に寄与するため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	関東鉄道株式会社との協定に基づく事業であり、路線バスの運行は全て関東鉄道株式会社が担っているほか、市の財政的負担についても、本事業の実施に伴う減収額の一部のみに留まっているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	本事業に利用者の制限はなく、路線バスの利用促進に寄与していると考えているが、定時定路線型の交通サービスであるため、受益者はバス路線沿線住民に限定される性質がある。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	割引による利用者増加を見込んでいたが、人口減少や働き方改革といった社会情勢の変容などもあり、現状として利用者は減少している。関東鉄道株式会社の負担も大きく、昨今のエネルギー価格や人件費高騰による運行経費の上昇見込みを踏まえると、将来にわたっての維持・継続には課題がある。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 事業開始から約20年が経過し、主に路線バス利用者を中心に昼間割引制度は浸透していると思われるが、利用者の大幅な増加が見込めない中、関東鉄道株式会社の負担となっている減収額も大きく、市負担額の増額の打診もあるところ。市の交通政策全体に係る事業費や関東鉄道株式会社の財政負担といった観点も踏まえると、事業のあり方を検討すべき時期に来ていると考える。 イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 日中時間帯の路線バス利用者が正規の路線バス運賃を支払うことになるため、経済的負担が増加する。 (例)白羽1丁目付近～JR龍ヶ崎市駅 540円 その結果として利用者が減少し、状況により路線バスの減便や廃止につながる可能性がある。 ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 協定先である関東鉄道との協議のほか、地域公共交通計画での位置づけもあることから、龍ヶ崎市地域公共交通協議会での報告、また長年にわたり実施してきた事業でもあることから、市民への十分な周知が必要であると考ええる。
----------------------------------	---

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	最上位計画では「快適でシームレスな移動環境の構築」を掲げており、地域公共交通計画でも数値目標として日中時間帯の路線バス利用者数を位置付けている。現在、当事業のあり方について関東鉄道株式会社と協議している状況ではあるが、JR龍ヶ崎市駅のアクセス性を高め、通えるまちづくりを推進・維持していく観点からも優先すべき取組である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	本事業を実施することで、安価に路線バスを利用することができることから、地域間交流や社会参加の促進が期待できる。また、過度な自動車利用に起因する二酸化炭素の排出を抑制することにも寄与する。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	より安価に移動したいという地域住民は多く、ニーズに適した事業である。一方で事業者側からすると、割引運賃の実施による減収額を上回る利用者の増加がにつながらない場合、経営の圧迫につながる事業であり、実際のところ制度開始以降関東鉄道株式会社による赤字負担が継続的に発生している。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	コロナ禍以降需要回復の兆しは見られるものの、人口減少や社会経済情勢の変化に伴う利用者の減少により路線収支は改善しておらず、現状のまま本事業を継続することは、事業者側の減収に繋がるものであることから、引き続き当事業のあり方について協議をしていく。

○ 方向性	継続	
公共交通の利用促進に資する取組であることから継続とする。ただし、地域公共交通計画の見直し時期(令和9年度)を踏まえ、令和10年度以降の負担額の増加動向によっては、公共交通を維持する視点から事業者との協議により廃止・縮小を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	AED設置推進事業		
所管課	防災安全課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	市民の安全安心なまちづくりを推進するため、心肺停止状態となった方をその場に居合わせた方が救命救助対応できる機器を市内公共施設及びコンビニエンスストア(26箇所)にAEDを配備する。
目的	市民が心肺停止状態となった際に備え、AEDを設置することにより、さらなる救命率の向上を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費(千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	3,196	2,915		正職員	936	4,236	
決算額	(千円)	3,196	2,844	会計年度	0	0			
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	936	4,236		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
	一般財源	(千円)	3,196	2,844					
執行率	(%)	100	97						

指標に対する評価	1 指標名	不特定多数の市民が集まる公共施設のAED設置割合					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	%			100	100	
	実績値	%			100	100	
	2 指標名	市内コンビニエンスストアのAED設置割合					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	%			100	100	
	実績値	%			100	100	
	達成状況の検証	公共施設及びコンビニエンスストアへの設置率は100%となっているため、救命活動が行える環境が整っていると考える。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	AED設置環境の整備は、救命率向上に資するため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	公共施設への設置は、施設利用者などに対し救命救急体制の強化を図るとともに公共施設周辺に居住する地域の方々にも万一の際に活用いただける環境を整えること、また、コンビニエンスストアへの設置は24時間体制でその体制を整備することが可能となるため、更なる救命率を向上させるために実施すべきである。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	公共施設やコンビニエンスストアへAEDを配備・設置することで、その場に居合わせた人がAEDを利用できる環境を提供できるため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	公共施設が縮充の傾向にあることや、近年、コンビニエンスストアの新規出店が見受けられないことを鑑み、設置台数の増加は考えにくい。大幅な財政負担の変動は無いと考える。 ※R5とR6の人件費は、契約事務に係る作業時間の差である。(R5:再リース契約1件、R6再リース契約1件、新規契約1件)

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 今後、高齢化が進むことで突然体調不良を訴える人の増加が想定されることから、万が一に備え、引き続き迅速な救命活動が実施できる環境を維持していく必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	市全域に点在しているAEDの配備ポイントが偏ってしまうと救命救助を必要とする方に対し、その場に持つてくる又は利用するまでの時間に偏りが生じる恐れがある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	市内の企業、店舗が自社で配備してもらえれば縮小を見込むことも可能と考える。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「消防・救命体制の充実」等に基づき、市民が安全安心に暮らすためのまちを形成するためには必要不可欠な取組である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	直接的な関連性は無いが、最上位計画における施策「地域医療体制・感染症対策の強化」に基づく取組との連携を図ることにより、安心かつ適切な医療等を受けられる環境づくりに寄与できると考える。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	令和6年度は学校施設において、突然倒れた方に対しAEDが利用されたことで早期の救命対応が実現している。24時間体制でAEDを使用できる環境を提供することは、十分ニーズのある事業であると考えられる。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	国が策定した「AEDの適正配置に関するガイドライン」において、誰もがいつでもアクセスできる施設であるコンビニエンスストアへの設置が具体例として明示されているほか、茨城県としてもAED設置施設の拡大・周知強化に努めているところであることから、実施時期は適切であり、引き続きの取組が求められるところである。

○ 方向性	継続
市民等の救命体制を維持する観点から継続とするが、機器更新時期の統一・平準化等、事務負担のさらなる効率化・簡略化について検討する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業		
所管課	指導課	事業区分	
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン、龍ヶ崎市学校教育指導方針		

○事業概要

概要	本市学校教育の核である「龍の子づくり学習」の充実、及び地域人材等を生かした体験活動の実施など、生きる力を育むための多様な教育活動の展開のために 市立小中学校に対し交付金を交付する。 《主な交付対象事業》 ・龍ヶ崎市教育プランに基づく学校教育の推進を図るための事業 ・市立学校が創意工夫をし、学校教育の充実を図るための事業 ・市立学校及び地域の連携を図るための事業 ・児童生徒の体験的学習活動の充実を図るための事業 等
目的	各小中学校において地域の特色や学校の独自性を生かした魅力ある教育活動を展開することにより、生きる力の育成と地域に対する誇りと愛着の醸成を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	5,168	5,000		正職員	480	480	
決算額	(千円)	5,168	5,000	会計年度	0	0			
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	480	480		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	0	0					
	一般財源	(千円)	5,168	5,000					
執行率	(%)	100	100						

指標に対する評価	1 指標名	指標なし						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値							
	実績値							
	2 指標名	指標なし						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値							
	実績値							
	達成状況の検証							

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	地域人材を活用した体験活動や同一中学校区内の交流活動は児童生徒の社会性や人間性を育む教育課程において必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	各小中学校が地域の特色や独自性を生かした魅力ある教育活動を行うため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	地域と連携することで、シティズンシップ教育が推進されているほか、体験活動を充実させることで、児童生徒のコミュニケーション力の向上や職業観の醸成が図られているため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	毎年、授業力向上に向けた校内研修や先進校への視察結果等を踏まえた実施内容の検証により質の高い取組が継続可能である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか	本市学校教育の核である「龍の子づくり学習」の重点的取組として、特色ある教育活動を行っており、児童生徒の社会性や人間性を育むべく、引き続き実施が必要である。
	イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	市立小中学校と地域とのつながりが希薄となり、学校と地域社会の連携、協働の推進に影響を及ぼす。児童生徒の学力向上及び体力向上を図るための事業が減少し、効果的な教育活動が減少する。教職員の研修機会が十分に確保できず、児童生徒に魅力的な教育活動を図ることが難しくなる。
	ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	体験的学習の機会を縮小することで、児童生徒のキャリア教育を十分に図ることが難しくなることを考慮すべきである。児童生徒の学力向上及び体力向上を図るための事業の機会が、減少することがないよう考慮すべきである。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画や教育プランでは「小中一貫教育の推進」を掲げ、義務教育の9年間を見通し、一人ひとりの夢や希望を育み、時代の変化に対応できる「生きる力」を身につけることを目指している。本事業では、地域人材を活用した体験学習や同一中学校区内の児童生徒の交流活動を重視し、個人の人格形成と次世代を担う人材を育成する重要な役割を果たしており、地域に対する誇りと愛着の醸成を図る観点からも優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	「小中一貫推進事業」「龍・流連携ボランティア学生小中学校派遣事業」「北竜台学園施設整備事業」「STEAM教育推進事業」「ライフデザイン形成事業」「たつのごくワクワワーク事業」など他の施策と横断的に連携することで、さらに教育活動が充実する。

ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	生きる力の育成と、地域に対する誇りと愛着の醸成を図るために必要な取組である。県事業「いばらきっ子郷土検定」への取組にも活用されている。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	文部科学省では、小中一貫教育、キャリア教育、シティズンシップ教育の推進を図っている。魅力ある学校づくり推進事業では、この3つの教育に関することを効果的に活用している。

○ 方向性	継続	
教育活動の充実に資する重要な取組であることから継続とするが、詳細な事業効果の把握に向け、適切な成果指標の設定等を検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	たつのごワクワクワーク事業		
所管課	まちの魅力創造課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	市内事業者と連携し、子どもたち向けの職業体験イベントを開催する。 ※本事業はプロポーザル方式により、業務委託にて実施。 ※令和6年度は、ふるさと龍ヶ崎応援寄附金を原資とした「龍ヶ崎市みらい育成基金」を財源として活用。
目的	本市へのシビックプライドの醸成や子どもたちの活躍促進に繋げるとともに、市内事業者の認知度アップを図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額 (千円)	3,050	3,514		
決算額 (千円)	3,026	3,513			
内訳	国県支出金 (千円)	0	0	正職員 R5	3,039
	地方債 (千円)	0	0		
	その他 (千円)	0	3,498	会計年度	65
	一般財源 (千円)	3,026	15		
執行率 (%)	99	99	計	3,104	3,042

指標に対する評価	1 指標名	職業体験スポット数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	箇所			6	15	15
	実績値				6	14	14
	2 指標名	参加者数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	人			150	250	250
	実績値				148	215	221
	達成状況の検証	申込者数が年々増加していることを受け、体験スポット数及び参加者枠を段階的に拡大してきた。実施にあたっては、体調不良や悪天候等により目標未達の年もあったが、参加者アンケートでは毎年9割以上が「満足」と回答しており、一定の事業効果が見られる。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 子どもたちが地域の仕事や人に触れながら、働く意義や地域社会の魅力を体験的に学ぶ機会を提供する本事業は、シビックプライド及び将来の定住意識を醸成するうえで有効であり、人口減少時代における次世代育成の観点からも必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 企画立案から参加者募集、抽選、アンケート実施、報告書作成に至るまでの運営業務を、民間事業者に委託しており、ノウハウの活用と事務の平準化が図られている。一方で、参加者数及び体験事業者数の増加に伴い、現場運営・安全管理に係る市職員の対応が拡大しており、人件費の増加要因となっている。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 市内事業者協力のもと実施しており、多くの体験プログラムにおいて参加費が無料で提供されている一方で、一部の体験においては実費相当分を参加者が負担している。しかしながら、参加者一人当たりのコストを勘案すると、コスト高の側面もあるため見直しの余地がある。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 参加者の満足度も高いことから、申込者数が増加傾向にあり、職業体験スポット数及び参加者枠を拡大したが、これに比例し、事業費が増加傾向にある。また、令和6年度は「龍ヶ崎市みらい育成基金」を財源としたが、基金の充当先も流動的であるため一般財源のみでの事業実施を前提とした場合は継続が困難なことが考えられる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 体験希望者が年々増加傾向にあることや、子どもたちのシビックプライド醸成及び地域の仕事・人との接点づくりや職業観育成の場として依然として高いニーズがあることから、既に役割を終えたとは言えない。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 子どもたちが本事業を通じて、将来の仕事について考えるきっかけを早い段階で得られる貴重な機会であり、子育て中の保護者やこれから子育てを始める若い世代にとっても魅力的な内容となっている。廃止・縮小によって、本市が「子育て世代に選ばれるまち」としての魅力が失う恐れがある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 参加希望者数の極端な減少、協力事業者の著しい減少、または予算の大幅な制約が生じた場合には、プログラムの選択制導入や回数削減等を含めた再構成を検討する必要があると考える。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画に掲げるリーディングプロジェクト「子どもの笑顔が続くまちを創る」に基づき、子どもが地域と関わりながら多様な体験を通じて職業観や郷土愛を育む機会の創出は、本市が直面する人口減少・地域関係の希薄化といった構造的課題への対応策として、将来の定住意識や地域の担い手育成に資する重要な施策である。また、実施年次を重ねる中で参加希望が年々増加しており、保護者・地域事業者からの支持も厚いことから、政策的・実務的の両面で市の重点施策として優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 地域での職業体験を通じて、子どもたちの郷土への理解と誇りを育み、シビックプライドの醸成に資する（見込める）事業である。また、「キャリア教育」「地域学習」「子育て支援」など、他施策との横断的な連携が可能であり、地域全体での教育力向上や定住促進に資する波及効果が高い事業である。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 事後アンケートに基づき参加者や保護者の意見を踏まえて毎年内容改善を図っており、現場の声を施策への確に反映できているため、現状のニーズを適切に把握・反映している事業である。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 少子化や地域とのつながりの希薄化といった社会的課題が進行する中で、子どもたちが地域や仕事に触れる機会を早期に提供することは、将来の郷土愛醸成や定住促進に資する長期的な投資である。本市では他自治体に先駆けて本事業を体系的に展開しており、夏季長期休暇を活用する形式は参加しやすさと教育効果の両面から適しているため、社会的背景・地域課題を踏まえたうえで、実施時期は適切である。

○ 方向性	継続
子育て世代から高い評価を得ている事業であり、市内事業者との密接な連携にも意義があることから継続とするが、さらなる事業費の増加傾向および職員人件費の上昇が懸念されるため、財源確保策の検討や運営手法を見直す。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	県産献立「いばっぺごはんの日」実施事業		
所管課	学校給食センター	事業区分	主要事業
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン		

○事業概要

概要	学校給食において、龍ヶ崎市産をはじめ茨城県産のお米、野菜や肉のみを使った献立の日「いばっぺごはんの日」を実施する。
目的	学校給食における地場産物の活用推進、地産地消等を学ぶ機会の創出を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6	
	予算額	(千円)	7,030	6,731		正職員	234	240	
決算額	(千円)	5,678	6,049	会計年度	0	0			
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	計	234	240		
	地方債	(千円)	0	0					
	その他	(千円)	2,839	2,804					
	一般財源	(千円)	2,839	3,245					
執行率	(%)	80	89						

指標に対する評価	1 指標名	「いばっぺごはんの日」実施回数					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	回			2	2	
	実績値				2	2	
	2 指標名	普段の給食よりおいしいと感じる児童・生徒の割合					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
目標値	%			65	65		
実績値				72	47		
達成状況の検証	使用する食材や献立によって大きく変わるものの、約半数が「普段の給食よりおいしい」と回答しており、一定の評価を得られている。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	学校給食における地場産物の活用推進、地産地消等を学ぶ食育の教材として必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	市が学校給食の実施主体であり、学校教育を司る栄養教諭が献立を作成することから効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	昨今の物価高騰により、本来保護者負担となる学校給食費の一部を市が負担していることを勘案すると、有効な取組ではあるものの、過剰なサービスと捉えられてもやむを得ない。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	今般の社会情勢を勘案すると、食材価格のさらなる高騰が見込まれるものの、児童生徒数は減少していくことから、現在の予算規模での継続が可能と思われる。一方、食材調達観点では、昨今の異常気象や災害等による農作物への影響などから、産地を限定しての数量・品質の確保はより困難となることも想定される。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 学校給食における地場産物の活用は、第3次健康増進・食育計画にも掲げられており、学校教育においても食育の一環として有効であることから、事業継続が妥当である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	実際の給食を用いた地産地消等のより効果的な食育指導の機会が喪失される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	概ね半数程度の児童生徒から「いつもの給食よりおいしい」との評価を得ている事業であることから、物価高騰に対する補填を継続するなど、学校給食を運営する上でやむを得ないとされる配慮が必要。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における「食育学習を推進するとともに良質な学校給食を提供します」に該当する取組であり、茨城県産食材のみを使った特別な献立の給食を提供するとともに、当日の食材に関連する指導用動画を作成し、食べながら視聴することで、生きた教材を用いた地産地消を学ぶ数少ない食育学習の機会となることから優先して取り組むべき事業である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	農業振興、地産地消の推進。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	食育教材として必要なものと認識しているが、学校給食については現在の経済状況から、物価高騰対策や給食費無償化など、保護者の経済的負担を軽減する施策が優先されるものと考ええる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	茨城県において県産食材の利用を推進しており、近隣では牛久市が牛久市産食材のみを用いた給食を、阿見町が茨城県産食材のみを用いた給食を提供している。

○ 方向性	縮小	
地産地消をはじめとした食育の推進に寄与する取組であると評価できる一方で、本市の学校給食については、昨今の物価高騰による調達経費の上昇や保護者における経済的負担のさらなる軽減が求められている状況にある。国から学校給食の安定的運営に対する重要性が改めて示されていることや1食あたり通常の2倍程度の経費を要していることを考慮し、令和8年度以降は実施回数を1回へ縮小するとともに、今後のあり方についても見直しを行う。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	小児インフルエンザ予防接種助成事業		
所管課	医療対策課	事業区分	
関連計画			

○事業概要

概要	小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成。 助成期間：10月1日～翌年1月31日 対象者：生後6か月～中学校3年生まで 助成額：1回あたり1,250円（13歳未満：2回、13歳以上：1回）
目的	接種費用の一部助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減及び接種機会を確保し、インフルエンザ発症及び重症化並びに集団感染の予防を行う。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額 (千円)	6,209	5,318	決算額 (千円)	
内訳	国県支出金 (千円)	0	0	地方債 (千円)	0
	その他 (千円)	0	0	一般財源 (千円)	4,430
執行率	(%)	70	83		

指標に対する評価	1 指標名	小児インフルエンザ予防接種接種率（R6実績分母7,853人）				
		単位	R2	R3	R4	R5
	目標値	%				50
	実績値					25
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5
	目標値					
実績値						
達成状況の検証	低い水準で推移しているが、20%以上の接種率を維持している。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 罹患後、インフルエンザ脳症や肺炎などの合併症を併発した場合に重篤化しやすく、集団感染が起きやすいことなどから、予防が重要な感染症の一つである。予防接種は、一定の発症及び重症化予防に効果があるとされており、接種機会の確保につなげることができるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 利用者の利便性を重視し、市内医療機関による個別接種を中心に実施しており、市外医療機関での接種も償還払い対応で接種を可能としている。その際の事前申請も電話・窓口だけでなく、LINEからも申請ができるようにしているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 必要抗体価獲得のために13歳未満は2回の接種が国で推奨されており、妥当な助成内容である。また、保護者の経済的負担の軽減及び接種機会確保につなげることができるため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> インフルエンザの発症及び重症化を予防することで、医療費の削減が期待できることから、当該財源により継続が可能であると考える。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか インフルエンザウイルスは毎年変異することに加え、免疫持続期間は約5か月程度であるため、毎年接種を受ける必要があり、事業継続の必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 インフルエンザの発症及び重症化が想定され、医療費の増大につながる。発症する人が増えると集団発生に繋がりがやすく、その場合には集団生活が中断（学級閉鎖等）されることとなり、児童の生活への影響だけでなく看護のための家族などの社会生活にも影響が出ると想定される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 市医師会の了承を得る必要がある。任意接種の廃止・縮小等の周知徹底を図る必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画における施策「地域医療体制の充実・感染症対策の強化」と整合した取組である。加えて、リーディングプロジェクト「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」に結びつくものであり、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 市民が予防接種の重要性を認識することで、市民自らの主体的な健康づくりの促進につながり、他の予防接種助成事業の接種希望者を獲得することができる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 接種者を年齢別にみると均等に存在しており、どの年齢でも一定のニーズがあると推測される。（0歳児：12.5%、1歳児：31.0%、2歳児：36.0%、3歳児：32.5%、4歳児：34.9%、5歳児：33.3%、6歳児：31.0%、7歳児：30.6%、8歳児：26.5%、9歳児：26.9%、10歳児：27.1%、11歳児：25.0%、12歳児：27.0%、13歳児：21.0%、14歳児：23.9%、15歳児：24.2%）
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 県内の全自治体が予防接種費用助成を行っており、本市の助成額については、近隣自治体等と比較してやや低水準である。（2,000円以上が半数以上、平均1,800円程度）また、近年、新しい経鼻ワクチンの販売により接種費用が増加傾向にある中で助成費用を増額した自治体もあることから、対象年齢等を限定し助成額を増額する等、さらなる工夫や検討が必要である。

○ 方向性	継続
学校等の集団生活の維持および子育て支援の観点から、感染予防に資する取組として継続とするが、新たなワクチンの費用負担や普及状況を踏まえ、助成額および要件等を見直す。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	公営企業会計業務支援事業		
所管課	下水道課	事業区分	
関連計画	龍ヶ崎市下水道事業経営戦略		

○事業概要

概要	日々の公営企業会計の運用や予算編成、決算書作成、消費税申告業務に対して税理士による会計業務全体のチェックやアドバイス、財務諸表を含む予算書・決算書の作成支援を受ける。
目的	特殊性・専門性のある公営企業会計の運用や予算編成、決算作成、消費税申告業務を遂行し、下水道事業の継続を図る。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	1,100	5,060	決算額 (千円)		1,100
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 160	R6 160
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	0	0			
	一般財源	(千円)	1,100	5,005			
執行率	(%)	100	98	計	160	160	

指標に対する評価	1 指標名	企業会計業務従事職員時間外					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	h				252	
	実績値					303	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
実績値							
達成状況の検証	在籍する職員が産休を取得したことで職員1人あたりの業務量が増加してしまい、目標達成には至らなかったが企業会計業務全体の正確性が確保された。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	市は、地方公営企業法の規定により、専門性の高い予算の調製や決算審査を議会に議案提出しなければならない。本事業により税理士に支援を受けることで、業務の達成が果たされており、健全な下水道事業の経営戦略においても必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	公営企業会計においては、複式簿記や財務諸表等に関するスキルが必要であるが、下水道事業会計以外の官庁会計ではこれらのスキルは特段必要なく、下水道事業に専任する職員を採用しない限り、職員の採用や育成は非効率的であると考えられる。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	日常業務支援や予算書・決算書の作成、消費税申告支援等、必要最低限の業務範囲を委託している。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	本事業の実施により、中長期的な下水道事業経営戦略に基づく適切な経営を維持することで、当該財源も確保することができるものとする。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 今後到来する下水道施設の修繕改築需要に対応するため、引き続き保有資産や負債等の情報を適切に把握し評価する必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	今後到来する下水道施設の修繕改築需要への対応が困難となり、ひいては市民の生命が脅かされる可能性がある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	専門的な業務であるため、廃止すれば、複式簿記や財務諸表等に関するスキルを持つ職員を複数人配置（雇用）しなければならない。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	生活インフラの維持管理については、市民の生活に直結するものであることから、優先的に取り組むべき事業である。また、効率的で透明性の高い市政運営を実現するため、適正な経理実施や正確な予算書、決算書、業務状況説明書並びに経営比較分析表を公表することは必要不可欠である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	健全な下水道事業の維持。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	当該事業を通して適正な経理を実施することで、重要な生活インフラである下水道施設に対する適切な維持・整備に寄与することができる。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	決算書の作成に始まり、消費税申告や予算書の作成等、年間を通して実施する事業であり、他自治体が実施している業務委託とも大幅な差異は無いことから適切な取組である。

○ 方向性	継続	
専門性の高い領域に対する業務委託であることから継続とするが、委託範囲については必要最小限の業務となるよう内容を精査する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	非常災害用備蓄整備事業		
所管課	防災安全課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市地域防災計画		

○事業概要

概要	災害発生時に備え、茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）に基づき、5,200人（避難所及び避難所外）が3日間生活するための備蓄食料や備蓄品（生理用品、おむつ、備蓄用ガソリン等）を充実させる。
目的	地震などの災害発生初期段階における被災者支援の強化を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額	(千円)	3,972	3,956	
決算額	(千円)	3,453	3,955		
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員
	地方債	(千円)	0	0	
	その他	(千円)	0	0	
	一般財源	(千円)	3,453	3,955	
執行率	(%)	86	99	計	
				R5	R6
				3,818	3,916
				0	0
				3,818	3,916

指標に対する評価	1 指標名	避難者（5,200人）が3日間（9食分）生活できる備蓄食糧充足率				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	%			100	100
	実績値				100	100
	2 指標名	食物アレルギー対応備蓄食の配備率				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	%			100	100
	実績値				100	100
	達成状況の検証	備蓄更新計画に基づく備蓄食糧及び飲料水購入契約が締結出来ていることから、地震災害時の避難者見込数分の備蓄食料品及び飲料水を確保できている。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 本市における地震災害発生時の避難者見込み数に対する備蓄食糧及び飲料水の確保は不可欠であり、必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 備蓄更新計画に基づいて計画的に購入していることに加え、納品時の配備先を選定することにより、納品時間の短縮を図っているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 備蓄更新計画に基づいた必要量の備蓄が行われているため適切な取組である。 ※消費期限が迫っているものについては、防災意識の向上等を目的に防災訓練参加者や学校へ、福祉の観点から生活困窮者や子ども食堂などへ供与していることから、適切な事業スキームが構築されていると考える。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 備蓄更新計画に基づき、想定される避難者が3日間生活できる食料品等の備蓄が必要であるが、必要量や品目の追加によってはさらなる財源の確保が必要となる可能性がある。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 災害発生時に備え食料品の備蓄を継続することが必要不可欠である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 備蓄が不足する場合には栄養失調をはじめとした避難者の健康状態の悪化等が懸念される。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 民間業者へ備蓄食糧品等の管理及び更新を委託することによりさらなる効率化を見込むことも可能と考える。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 最上位計画に掲げる施策「防災・減災対策の推進」に基づき、不測の事態においても市民が安全・安心に暮らせる環境を確保する観点から、優先して取り組むべき事業である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 他施策・他事業との直接的な関連はないが、防災対策の強化とその周知を通じて、市のイメージ向上や個人の備蓄推進を促し、「自助・共助・公助」の視点に基づく災害に強いまちづくりに寄与すると考える。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 想定避難者数に基づく備蓄が行えていることに加え、食物アレルギーにも対応が可能であることから、災害発生時には必要量の配分が適切に行える取組であると考える。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 本年7月に改正された災害対策基本法に基づき、自治体における災害用物資の備蓄状況の公表が義務付けられたところであり、全国的に具体的な必要量を算出のうえ十分な備蓄を確保することが求められている状況下においては適切な取組であると考える。

○ 方向性	継続
関連法令の改正により、行政における大規模災害対策の重要性が一層高まっていることから、当該取組は継続することとする。一方で、更新作業等については、民間委託の活用等による効率化について併せて検討する。また、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、各家庭におけるローリングストックの促進等を通じて、さらなる防災意識の高揚を図る。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	防犯活動事業		
所管課	防災安全課	事業区分	主要事業
関連計画			

○事業概要

概要	防犯サポーターを活用して児童の登下校の見守りや青色防犯パトロール車両による市内の巡回を実施する。 竜ヶ崎警察署や竜ヶ崎地区防犯協会、龍ヶ崎市防犯連絡員協議会と協力して啓発活動を実施する。
目的	防犯サポーターを配備し、関係団体と協力して防犯活動を行っていくことにより、地域の安全・安心の向上を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費(千円)	R5		R6				
	予算額	(千円)	3,525			3,905						
決算額	(千円)	3,484		3,813								
内訳	国県支出金	(千円)	0		0	正職員	7,403	7,592	会計年度	4,576	5,984	
	地方債	(千円)	0		0							
	その他	(千円)	0		0							
	一般財源	(千円)	3,484		3,813							
執行率	(%)	98		97								
計										11,979	13,576	

指標に対する評価	1 指標名	防犯に関する啓発イベントの実施回数					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値	回			3	10	
	実績値				10	10	
	2 指標名	関係団体と協力して地域安全運動を実施することで、地域の防犯意識向上を図ることができている。					
	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	目標値						
	実績値						
	達成状況の検証	関係団体と協力して地域安全運動を実施することで、地域の防犯意識向上を図ることができている。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	地域が一体となり、見守り活動やパトロールなどの防犯活動を実施することにより、地域防犯力の向上を図ることができるため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	竜ヶ崎警察署や竜ヶ崎地区防犯協会、龍ヶ崎市防犯連絡員協議会などの防犯団体が相互に連携することで、地域の防犯力向上が図られるため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	防犯サポーターのパトロールについては市内全域で実施していること、また、各啓発イベントの開催場所については、ショッピングセンターや市役所など不特定多数の方が来場する場所で実施しているため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	防犯連絡員協議会については、各分会において防犯連絡員としてふさわしい方を委嘱しており、適切な人材の確保の継続が見込める。 一方で、防犯サポーター等の人件費は上昇傾向であるため、財源の確保をはじめとした見直しが必要である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 近年、住宅侵入や強盗事件、不審な訪問販売等が多発していることから、防犯サポーターによる地域巡回や啓発イベント実施し引き続き注意を呼びかける必要がある。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	防犯サポーターによる防犯パトロールを行うことができず市内の防犯力が低下する。 また、啓発イベントが実施されないことで地域の防犯意識が低下し、市民が犯罪の被害に遭うおそれが高まる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	犯罪が多様化、巧妙化する中で市民の防犯意識を高めるためには、地域に根差した継続的な活動が必要不可欠であることから、廃止・縮小は困難なものとする。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「暮らしの安全・安心の確保」に基づき、地域の防犯及び安全・安心なまちづくりを推進するため、引き続き取り組むべき事業である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	昨今の防犯情勢を鑑みると、防犯・犯罪抑止を推進しているまちは、定住を検討する際の重要な項目の一つとなる。 このことから、本事業を推進することで定住促進につながるものとする。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	近年、住宅侵入や強盗事件、不審な訪問販売等が多発していることから、地域の防犯力向上、犯罪抑止に期待する市民は多いものとする。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	近年、住宅侵入や強盗事件、不審な訪問販売等が多発していることから適切であるとする。

○ 方向性	継続
地域の防犯力向上や地域住民の安全・安心に資する取組であることから継続とする。 ただし、人件費(特に会計年度任用職員)が増加傾向となっている状況を踏まえ、事務効率化・経費抑制の観点から、雇用形態の見直しを検討する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	中学校英語検定料助成事業		
所管課	教育総務課	事業区分	主要事業
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン		

○事業概要

概要	実用英語技能検定（英検）を受験する中学生の保護者に検定料を全額補助する。
目的	市内中学生の英語力や学習意欲向上、豊かな教育及び人材育成を推進する。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	2,560	3,631	決算額 (千円)		2,405
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 1,481	R6 80
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	0	0			
	一般財源	(千円)	2,405	2,434			
	執行率	(%)	93	67			

指標に対する評価	1 指標名	補助金交付件数					
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	実績値	人		276	279	440	440
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
	実績値						
達成状況の検証	令和5年度より補助回数を2回に拡充したことで交付件数が増加したが、令和6年度においては減少傾向にある。生徒数が減少の一途をたどっていることに加え、一定の級に合格した者の中でさらに上の級を受験する者が一部に限られていると考える。						

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか> 生徒の英語力及び学習意欲向上に向けた保護者からのニーズが高い。また、経済的な負担を気にすることなく受験できる環境が整うことで、所得格差に伴う教育の格差是正につながるため、必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか> 書類審査において、不備による差し戻し等の事務処理に多大な時間を費やしているため、電子申請の導入等、見直しの余地がある。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか> 市内中学校に在籍する生徒及び市内に住所を有する中学生を対象としていることから、利用者の固定化はされており適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか> 申請数が増加した場合でも、本事業の対象である生徒数は減少傾向にあることから大幅な増加は見込まれないため、継続可能と見込まれる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>
ア 既に役割を終えていないか 実用英語技能検定は広く認知されている制度で、入試等でも有利に働くことから、毎年一定数の申請があるため、役割は終了していないと考えられる。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響 受験機会が減り、英語力や学習意欲の低下につながる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項 保護者の理解を得るため、適切な事前説明が必要である。縮小する場合、生徒一人に対する補助回数の見直しや、補助金額の見直し、対象者の見直し（補助対象を就学援助認定者のみにする等）から検討していくべきである。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか 本事業は、生徒の英語力や学習意欲向上・豊かな教育、グローバル社会で活躍できる人材育成の推進に貢献するものであり、最上位計画におけるリーディングプロジェクトの実現のために必要な事業と評価することができ、優先すべき取組といえる。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果 第2次龍ヶ崎市教育プランに掲げられているグローバルに活躍できる人材育成に貢献する。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか 本事業に対するニーズを把握し、申請回数を拡充するなど、反映してきたところである。

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて） 同様の事業を行っている近隣自治体においては、年1回や5割の補助としている自治体が大半であり、年2回の10割補助を実施している自治体はかなり少数であるが、「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進をリーディングプロジェクトとして掲げ、グローバル社会で活躍できる人材育成の推進を目指している本市だからこそ、他市町村との同等のサービス水準ではなく、年2回の全額補助の特色を出す意義があると考えられる。

○ 方向性	縮小	
年間2回の補助が本市児童生徒の英語力向上に寄与しているのか不明確であることから、近隣自治体の実施水準を踏まえ、補助回数及び補助額の縮小を含めた事業のあり方を見直す。（小学生に対する補助も同様とする。）なお、令和8年度は、生徒の合格実績及び国県の合格率等を把握し、効果検証の精度を向上させる。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	要支援者移送事業		
所管課	福祉総務課	事業区分	
関連計画	龍ヶ崎市地域福祉計画		

○事業概要

概要	高齢化の進行等に伴い社会福祉協議会が独自事業として実施する移送サービスの安定的な運営のため、事業経費の一部を補助する。 対象者：自力での公共交通機関の利用が困難で、市外の医療機関へ通院目的で利用する方
目的	高齢化の進行等に伴い、一層増加が見込まれる移動制約者の移動手段の拡充を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費(千円)	R5		R6		
	予算額	(千円)		3,314		正職員			80	
決算額	(千円)		3,004		会計年度				0	
内訳	国県支出金	(千円)		0		計			80	
	地方債	(千円)		0						
	その他	(千円)		0						
	一般財源	(千円)		3,004						
執行率	(%)		90							

指標に対する評価	1 指標名	利用回数(延べ)					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値	回				60
	実績値					31	
	2 指標名	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		目標値					
		実績値					
	達成状況の検証	令和6年6月から事業開始。初年度は民生委員児童委員や主任ケアマネ等への周知に協力するなど周知広報に努めたものの、目標値に到達しなかった。その理由としては、利用条件が限定的であることなどが考えられる。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価(事務事業の見直しガイドライン参照)

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な取組であるが、利用要件や補助対象経費等、運営や補助のあり方については協議・検討の余地がある。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	公共交通機関の利用が難しい人を対象とする交通手段は少なく、また、運営主体への補助という形で実施する事業であるため、効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	事業の性質上、利用者が限られるが、当該対象者の移動手段の確保のために必要なため、適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	移動制約者の移動手段確保のために必要な事業であるが、事業の継続には一定数の利用があること、運転ボランティアの登録を維持すること、人件費の上昇に対する対策などが不可欠であり、運営主体の社会福祉協議会には運営内容の検討・協議の機会を求めていく。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか	移動制約者への移送支援は、これからますますニーズが高まる分野である。
	イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	移動制約者が移動する際の交通費自己負担額が、自力で交通機関や交通手段を利用できる人に比べて大きくなるため、移動格差が拡大すると見込まれる。
	ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	
		補助金額の多くを専任嘱託職員の人件費が占めている。検討するのであれば、この点からとなる。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略(政策)的に優先すべき取組であるか	移動制約者の移動に係る負担が大きいことについて、地域の実情に詳しい協議会からの要望を受けて開始した事業であり、公共交通機関や自家用自動車等を利用できる人との不平等を改善するため、優先的に取り組むべき事業である。
イ 他施策(事業)との関連性、獲得できる(見込める)効果	公共交通機関や自家用自動車等を利用できない移動制約者にとっては、それを補完する移送事業を継続実施していることによって、生活に必要な移動(現在は市外の医療機関への通院及び入退院に限る。)が可能となり、移動格差の解消(あるいは軽減)につながる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	利用条件を満たさないものの移動に困難を感じている人も潜在すると考えられるが、安易に利用条件を緩和すると使用車両や運転ボランティアが不足するおそれもある。運営主体である社会福祉協議会との協議を要する。
エ 実施時期は適切であるか(国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて)	他自治体では、市町村社会福祉協議会が福祉有償運送事業の担い手となっている事例が複数見受けられる。そのような中において、要望やニーズが多い移送支援に係る本事業は移動制約者の移動格差解消に向けた必要な取組であり、この時期の実施は適切である。

○ 方向性	継続	
対象者を限定することにより公共交通施策との差別化が図れていることから継続とする。ただし、1件あたりの運営コストが高額であることから、実施手法の効率化・見直しを検討する。		

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	適応指導教室体制推進事業		
所管課	教育センター	事業区分	主要事業
関連計画	第2次龍ヶ崎市教育プラン、龍ヶ崎市学校教育指導方針		

○事業概要

概要	市立中学校に運営員（週3～4日、1日当たり5時間程度を目安）を配置し、校内適応指導教室において教育相談、自立支援、学習支援などのサポートを行う。
目的	不登校生徒や教室での学習や生活が難しい生徒が、自分に合ったペースで登校し学習できる「学校での教室以外の居場所」として適応指導教室を開設し、生徒の実態に応じた対応を行う。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)
	予算額	(千円)		2,025	
決算額	(千円)		1,941		正職員
内訳	国県支出金	(千円)	0		会計年度
	地方債	(千円)	0		
	その他	(千円)	0		
	一般財源	(千円)	1,941		
執行率	(%)		95		計

指標に対する評価	1 指標名	支援によって在籍教室に戻る頻度が増えた生徒の割合				
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5
	実績値	%				10
	2 指標名	達成状況の検証				
	目標値	単位	R2	R3	R4	R5
	実績値					
	達成状況の検証	開室時間や支援の幅が広がり、より多角的で質の高いサポートにつながっていると考える。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	教職員の空き時間で運用するだけでは、生徒の実態に応じた対応が難しいため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	配置校との連携の下、年間の配置時数を管理しながら実施しているため、計画的かつ効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	利用生徒数やサポート内容、登校の状況をはじめとした、毎月の利用実態について把握を行うとともに、適宜情報共有しながら取り組んでいるため、適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	先行実施校との整合性確保のため、配置日数・時間の拡充を検討している。拡充に伴い事業費の増加が見込まれるほか、「さわやか相談員」との兼務者の存在を踏まえ、人員の適正配置及び人数の確保が必要である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 令和6年度からの新規事業であり、各校から校内適応指導教室が、生徒の利用実態に合わせて適切に運営できるようになり、登校できる生徒が増えているとの報告を受けているため継続が必要である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	廃止・縮小になると、各校の教職員の空き時間で校内適応指導教室を運営しなければならなくなり、開室時間が縮減される。教室を利用したい生徒が自分に合ったペースで登校することが困難になるなど、不登校の解消に影響を及ぼす。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	各校の実態を的確に把握した上で、校内適応指導教室の開室日及び時間を限定し、教室を利用したい、又は利用することで効果がある生徒の居場所づくりに影響が出ないように考慮すべきである。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策「夢を持ち生きる力を育む教育の推進」に基づき、「誰一人取り残さない教育環境の整備」の観点から不登校生徒や教室での学習や生活が難しい生徒の学校での居場所を確保するために重点的かつ優先すべき取組である。先行して実施した学校の実績などから、「学校に教室以外の居場所があること」が登校につながり、ひいては不登校生徒が「家族以外とのつながり＝社会とのつながり」になることが理解できるようになってきており、継続して取り組む必要がある。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	「さわやか相談員配置事業」「スクールソーシャルワーカー派遣事業」等の関連により多面的なサポートを行うことができる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	生徒が在籍学級への再登校を目指すうえでの「架け橋」としての一翼を担っており、校外のフリースクール等に比べてよりスムーズな移行支援が可能である。また、運営員を配置することにより教職員の負担を軽減することにもつながり、教職員の働き方改革の観点からも不可欠な取組である。
エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	令和5年3月に文部科学省から発出された「COCOLOプラン」を受け、現在学校現場では、誰一人取り残されない不登校対策を進めているところであり、不登校生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備が急務である。本事業は、その環境の整備のために必要な事業である。

○ 方向性	継続
多様化・複雑化する教育現場への支援策として継続するが、配置日数および時間については現状維持とする。また、指導員の確保状況を踏まえ、引き続き不登校等の予防的視点も踏まえた取組等の検討を実施する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	がん予防・検診受診促進事業		
所管課	健康増進課	事業区分	主要事業
関連計画	龍ヶ崎市第3次健康増進・食育計画		

○事業概要

概要	検診予約体制整備、胃内視鏡検査及びリスク検査（50歳以上偶数年齢）の実施。未受診者（特定健康診査未受診者）への受診勧奨。 ※コールセンターと胃内視鏡検査運営については、県より補助金が支出される
目的	健康寿命を延伸させるとともに、胃がんの予防、早期発見・早期治療などを見据え、検診の受診環境の充実を図る。

○事業実績

事業費	R5		R6		人件費 (千円)	R5		R6		
	予算額	(千円) 3,195		3,506		正職員	936		959	
決算額	(千円) 2,901		3,136		会計年度		0		0	
内訳	国県支出金	(千円) 444		345		計	936		959	
	地方債	(千円) 0		0			0		0	
	その他	(千円) 0		0			0		0	
	一般財源	(千円) 2,457		2,791			0		0	
執行率	(%) 90		89							

指標に対する評価	1 指標名	特定健康診査未受診者に対し勧奨通知を発送し、その後健康診査を受診した人の割合				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	%			17	19
	実績値	%			18	17
	2 指標名	胃がん検診受診率（国民健康保険被保険者）				
	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	%			11	11
	実績値	%			6	6
	達成状況の検証	検診予約方法の多様化や受診勧奨など、受診しやすい検診環境整備に努めているものの、受診率向上につながらず、目標値に達していない。				

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	胃がんは罹患率が高いことから国や県の実施指針においても内視鏡検査は推奨されており、胃がんの早期発見・早期治療のために必要な取組である。特定健診においても、国や県は受診率向上を目指しており、生活習慣病予防のために必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	コールセンターへの委託、LINEでの予約など予約体制の整備を行い、職員の負担軽減を図っているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	法律や指針に基づいた検診対象者であり、また負担金については使用料・手数料等改定検討委員会に基づくものであるため適切な取組である。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	定期的に検診を受けることが早期発見・早期治療につながり、進行したがんの治療と比較して医療費の削減をすることができるため、当該財源により継続が可能であると考えられる。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 目標値には達していないが、胃がん内視鏡検査・特定健診は法律に定められており、今後も実施が必要な検診である。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	がんの早期発見・早期治療につながらず、健康、介護に悪影響を及ぼし、医療費における経済的負担も大きくなる。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	国や県の動向、検診の方針等を踏まえる必要がある。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	胃がんや心疾患、脳血管疾患は本市において、死因別死亡率の高い疾患であり、これらの早期発見・早期治療につなげるための検診環境の整備は、健康長寿社会の実現に向け、優先順位が高い。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	胃がん検診等の受診率が向上することで、他の検診の受診率も併せて向上することができる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	本市の令和5年度の死因別死亡率において、第1位は悪性新生物（がん）であり、その中で胃がんは3番目に多い。また、死因別死亡率の第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患であり、どちらも生活習慣病が起因するものである。本市の死亡率の高い疾病を予防する検診のため、本市の現状を反映させた取組である。

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	国や県も受診率の向上を推進しており、引き続き、健康寿命を延伸させるとともに、胃がんの予防、早期発見・早期治療などを見据え、受診環境の充実を図る必要がある。
---------------------------------------	---

○ 方向性	継続
市民の健康寿命の延伸にあたり、検診は重要な役割を果たすことから継続とする。一方で、県内における本市の受診率が低調であることを踏まえ、受診勧奨に係る取組についてはより効果的な手法を検討する。	

令和7年度 事務事業の見直し 事業検証シート

○基本情報

事業名称	街なか元気アップ支援事業		
所管課	商工観光課	事業区分	
関連計画			

○事業概要

概要	市内の商店会等が実施する、市内の経済の活性化や持続可能な産業及び観光の振興を図ることを目的とした事業を対象に、補助率1/2（上限100万円）の補助金を交付する。
目的	地域経済の活性化や持続可能な産業及び観光の振興。

○事業実績

事業費		R5		R6		人件費 (千円)	
		予算額 (千円)	4,000	3,000	決算額 (千円)		2,707
内訳	国県支出金	(千円)	0	0	正職員	R5 960	R6 959
	地方債	(千円)	0	0			
	その他	(千円)	0	0			
	一般財源	(千円)	2,707	2,199			
	執行率	(%)	67	73			

指標に対する評価	1 指標名	補助金交付件数					
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値	件				4	4
	実績値				2	5	
	2 指標名						
		単位	R2	R3	R4	R5	R6
	目標値						
	実績値						
	達成状況の検証	対象事業を消費喚起及び環境整備に対するものから、経済の活性化や産業及び観光の振興を図る取組へと改正したことにより件数が増加した。					

○『行革的』見直しの視点に対する評価（事務事業の見直しガイドライン参照）

① 事務事業の必要性 <真に必要なサービス・取組であるか>	地域経済の活性化や持続可能な産業及び観光の振興に資するため必要な取組である。
② 提供・運営手法の効率性 <市が直接実施しなければならないか、より効率的な実施方法はないか>	事業主体は商店会等の団体であり、それぞれが取組を実施しているため効率的な取組である。
③ サービス水準と受益者負担 <過剰なサービス・取組となっていないか、利用者が固定化されていないか>	新たに取り組む事業が対象であるが、定義があいまいで、利用者が固定化する恐れがあり、見直しの余地がある。
④ 事業の持続可能性 <将来にわたってサービスが維持できるか>	市単独の補助事業であり、将来にわたっての継続が困難である。

○大胆な取組実現に向けた『政策的』見直しの視点に対する評価

⑤ 事業廃止・縮小の可否 <廃止または縮小できない理由があるか>	ア 既に役割を終えていないか 本事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等の影響により、経営状況が悪化した市内の事業者の支援を目的に創設された事業である。令和6年度からは地域経済の活性化や持続可能な産業及び観光の振興に資する取組を支援する事業としたが、地域活動、市民活動的要素が強い事業への申請が増えており、見直しが必要と考える。
イ 廃止・縮小に伴い想定される市民等への影響	商店会等の団体が、本補助金を活用して行ってきたイベントが資金不足により、イベントができず、結果として商店街の活気や集客力が低下する恐れがある。
ウ 廃止・縮小する場合の条件、考慮すべき事項	代替の経済活動に対する支援策の検討。

⑥ 事業実施の優先度 <今、取り組むことが最善であるか>

ア 市の戦略（政策）的に優先すべき取組であるか	最上位計画における施策のひとつである「地域経済の活性化」において、施策の展開方向を「商工業・サービス業の振興と中小企業への支援」としている。これまで補助金を活用した商店会等によるイベントの開催により、地域経済の活性化が図られていることから今後も優先すべき取組である。
イ 他施策（事業）との関連性、獲得できる（見込める）効果	地域経済の活性化は、まちの元気を生み出す要素の一つである。多様な働き方と働く場の創出、地域資源を活用した観光まちづくりの推進に関連がしており相乗効果が期待できる。
ウ 現状のニーズを適切に把握し、反映されている事業であるか	申請件数が増えていることからニーズのある事業であると考えられる。また、地域活動、市民活動的取組について本事業の対象となるかの問合せも多い。

エ 実施時期は適切であるか（国県施策との整合・他自治体の事例等を踏まえて）	にぎわい創出、地域経済活性化のため商店会等が実施するイベント等のソフト事業などに対して補助を実施している例は多数ある。
---------------------------------------	---

○ 方向性	廃止	
申請事業内容と利用者の固定化傾向を踏まえると、事業の抜本的な見直しが必要な状況にあると判断できることから、本事業は令和7年度末をもって廃止とする。なお、本市のにぎわい創出や地域経済の活性化につなげるため、関連施策との整合を図りながら、これまで以上に効率的・効果的な取組を別途検討する。		